

第126回丹波市議会定例会

自 令和4年12月5日
至 令和4年12月26日

議案審議資料

(No.1)

【目 次】

①同意第9号	(丹波市・一部事務組合公平委員会委員の選任)	・・・ 1~2
②同意第10号	(丹波市教育委員会委員の任命)	・・・ 3~4
③議案第87号	(丹波少年自然の家事務組合規約の変更に係る協議)	・・・ 5~6
④議案第88号	(丹波市個人情報の保護に関する法律施行条例制定)	・・・ 7~11
⑤議案第89号	(丹波市法令遵守の推進等に関する条例改正)	・・・ 12~15
⑥議案第90号	(丹波市職員の給与に関する条例等改正)	・・・ 16~36
⑦議案第91号	(職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例制定)	・・・ 37~71
⑧議案第92号	(丹波市職員の高齢者部分休業に関する条例制定)	・・・ 72
⑨議案第93号	(丹波市立スポーツ施設条例改正)	・・・ 73~75
⑩議案第94号	(丹波市立交流施設条例廃止)	・・・ 76
⑪議案第95号	(市道路線の認定(南246号線))	・・・ 77~78
⑫議案第96号	(字の区域の変更)	・・・ 79~91
⑬議案第97号	(柏原・氷上学校給食センター第3期厨房機器購入契約の締結)	・・・ 92~94
⑭議案第98号	(春日学校給食センター第1期厨房機器購入契約の締結)	・・・ 95~97

**人事案件は白ページにしています。
(P1~P4)**

丹 波 市

議案第87号

丹波少年自然の家事務組合規約の変更に係る協議について

1 提案の趣旨

丹波少年自然の家事務組合規約（昭和54年4月1日規約第1号）を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、提案するものである。

2 改正の概要

(1) 組合を組織する地方公共団体

関係市町から尼崎市を削除する。

(2) 組合議会の組織

組合議会の議員の定数を18人から16人に減ずる。

3 施行日

令和5年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

【地方自治法 拠粹】

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

丹波少年自然の家事務組合規約新旧対照表

現行		改正後（案）	
<p>○丹波少年自然の家事務組合規約 昭和54年4月1日 規約第1号 最終改正 令和元年5月1日 (組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。 <u>尼崎市</u> 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市 (組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、兵庫県丹波市青垣町西芦田字イケ2032番2に置く。 (組合議会の組織)</p> <p>第5条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、<u>18人</u>とする。</p> <p>2 組合議員は、関係市町の長(第7条第2項の規定により選任された管理者及び副管理者を除く。)及び議会の議長とする。</p>		<p>○丹波少年自然の家事務組合規約 昭和54年4月1日 規約第1号 最終改正 令和元年5月1日 (組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。 <u>西宮市</u> 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市 (組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、兵庫県丹波市青垣町西芦田字イケ2032番2に置く。 (組合議会の組織)</p> <p>第5条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、<u>16人</u>とする。</p> <p>2 組合議員は、関係市町の長(第7条第2項の規定により選任された管理者及び副管理者を除く。)及び議会の議長とする。</p>	
別表		別表	
項目	関係市町	負担区分	
		市町別	地域別
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80
	丹波篠山市	—	100分の20
施設の設置のために借り入れた起債の元利償還金	尼崎市	均等割100分の10	100分の100
	西宮市	(ただし、猪名川町を除く。)	
	芦屋市	人口割100分の90	
	伊丹市		
	宝塚市		
	川西市		
	三田市		
	猪名川町		
施設の管理運営費	尼崎市	均等割100分の9	100分の90
	西宮市	人口割100分の81	
	芦屋市		
	伊丹市		
	宝塚市		
	川西市		
	三田市		
	猪名川町		
	丹波市	—	100分の7
	丹波篠山市	—	100分の3
人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。		人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。	

議案第88号

丹波市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

1 提案の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、令和5年4月から地方公共団体等における個人情報等の取扱いに関する規律を法で規定されることに伴い、現行の丹波市個人情報保護条例（平成16年丹波市条例第10号。以下「現行条例」という。）を廃止し、法において条例に委任された事項等を定める法施行条例を制定するため、提案するものである。

2 条例の概要

(1) 開示請求に係る手数料（第3条関係）

法第89条第2項に規定する手数料は無料とする。（現行条例と同様）

※コピー代などの実費は、別途負担

(2) 開示決定等の期限（第4条関係）

ア 開示請求があった日から決定まで 15日以内（現行条例と同様）

イ 事務処理上困難な場合などの延長期間 30日以内（〃）

3 施行日

令和5年4月1日

4 附則により廃止する条例

丹波市個人情報保護条例（平成16年丹波市条例第10号）

5 附則により改正する条例

(1) 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成16年丹波市条例第41号)

(2) 丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）

(3) 丹波市行政不服審査会設置条例（平成28年丹波市条例第3号）

6 新旧対照表

別紙のとおり

【個人情報の保護に関する法律 抜粋】

(手数料)

第89条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前2項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4～9 略

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例		○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	
平成16年11月1日 条例第41号		平成16年11月1日 条例第41号	
最終改正 令和4年9月30日条例第22号		最終改正 令和4年9月30日条例第22号	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
特別職に属する非常勤の職員の報酬額		特別職に属する非常勤の職員の報酬額	
職の区分	報酬額		
	支払区分	金額（円）	
《省略》			
市議会議員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
政治倫理審査会委員	上記以外	日額	7,000
個人情報保護審査会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	8,000
情報公開審査会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	8,000
《省略》			
備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。		備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。	
職の区分	報酬額		
	支払区分	金額（円）	
《省略》			
市議会議員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
政治倫理審査会委員	上記以外	日額	7,000
情報公開審査会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	8,000
《省略》			

丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例</p> <p>平成17年3月18日 条例第3号</p> <p>改正 平成19年2月22日条例第17号 (秘密保持義務)</p> <p>第12条 指定管理者及びその従業員若しくは構成員は、<u>丹波市個人情報保護条例（平成16年丹波市条例第10号）</u>の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、公の施設の管理に関し知りえた秘密を他に漏らし、又は自己のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従業員若しくは構成員の職務を退いた後も同様とする。</p>	<p>○丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例</p> <p>平成17年3月18日 条例第3号</p> <p>改正 平成19年2月22日条例第17号 (秘密保持義務)</p> <p>第12条 指定管理者及びその従業員若しくは構成員は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、公の施設の管理に関し知りえた秘密を他に漏らし、又は自己のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従業員若しくは構成員の職務を退いた後も同様とする。</p>

丹波市行政不服審査会設置条例（平成28年丹波市条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市行政不服審査会設置条例 平成28年3月16日 条例第3号 改正 令和3年3月9日条例第19号 <u>(所掌事務)</u> <u>第2条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</u></p>	<p>○丹波市行政不服審査会設置条例 平成28年3月16日 条例第3号 改正 令和3年3月9日条例第19号 <u>(所掌事務)</u> <u>第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</u> <u>(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</u></p>

議案第89号

丹波市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）の施行により公益通報者の範囲が拡大されたため、所要の改正を行うものである。
また、条例に規定している職員の定義を見直すため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 職員等の定義について退職後1年以内の職員等を追加
- (2) 外部公益通報に係る通報者の定義について退職後1年以内の労働者及び役員を追加
- (3) 職員の定義について特別職の職員の範囲を拡大
- (4) その他字句の修正

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市法令遵守の推進等に関する条例（平成29年丹波市条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市法令遵守の推進等に関する条例 平成29年3月13日 条例第5号 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 本市に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職並びに同条第3項に規定する特別職の職員のうち副市長及び教育長をいう。</p> <p>(2) 職員等 次に掲げる者をいう。 ア 職員 イ 市から事務又は事業を受託した者（以下「受託者」という。）並びにその役員及び従事者 ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）並びにその役員及び従事者 エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき市の業務に従事している者</p> <p>(3) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則（規程を含む。）及び訓令をいう。</p> <p>(4) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。</p> <p>(5) 受託者等 受託者及びその役員並びに指定管理者及びその役員をいう。</p> <p>(6) 通報者 内部公益通報をした職員等若しくは市民又は外部通報をした労働者_____をいう。</p> <p>(7) 通報対象事実 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。</p> <p>(8) 内部公益通報 職員等又は市民が市政運営上において、通報対象事実又は法令違反が生じ、又は生じようとしている場合について通報することをいう。</p> <p>(9) 外部公益通報 労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をい</p>	<p>○丹波市法令遵守の推進等に関する条例 平成29年3月13日 条例第5号 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 本市に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員（議会の議員を除く。）をいう。</p> <p>(2) 職員等 次に掲げる者をいう。 ア 職員 イ 市から事務又は事業を受託した者（以下「受託者」という。）が行う当該事務又は事業に従事している者 ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う市の公の施設の管理の業務に従事している者 エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき市の業務に従事している者 オ 公益通報の日前1年以内にアからエまでのいずれかの者であった者 カ 受託者の役員及び指定管理者の役員 (3) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則（規程を含む。）及び訓令をいう。</p> <p>(4) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。</p> <p>(5) 受託者等 受託者及びその役員並びに指定管理者及びその役員をいう。</p> <p>(6) 通報者 内部公益通報をした職員等若しくは市民又は外部公益通報をした労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいい、公益通報の日前1年以内に労働者であった者を含む。以下同じ。）若しくは役員をいう。</p> <p>(7) 通報対象事実 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。</p> <p>(8) 内部公益通報 職員等又は市民が市政運営上において、通報対象事実又は法令違反が生じ、又は生じようとしている場合について通報することをいう。</p> <p>(9) 外部公益通報 労働者又は役員_____</p>

う。)がその労務先において、通報対象事実又は法令違反が生じ、又は生じようとしている場合について通報することをいう。

(10) 公益通報 内部公益通報及び外部公益通報をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

(11) 不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 暴力行為、恐喝行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る等の不当な要求をする行為

イ 威圧的又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為

ウ 正当な理由もなく面会を強要する行為

エ 正当な理由又は手段によらずに寄附金、賛助金等の寄附、機関紙等の書籍若しくは物品の購入又は工事の計画変更、工事の中止、下請の参入若しくは物件等の補償その他の金銭若しくは権利を強要する行為

オ 正当な手続によることなく、作為又は不作為を求める行為

カ 職員以外の者が職員に対し、その職務に関し、特定の団体又は個人を他の者と比べて有利に取り扱う等特別な取扱いをすること(不作為行為を含む。)を求める働きかけをする行為

キ 職員への嫌がらせの電話、誹謗中傷するビラ等の配布、自宅周辺での迷惑行為その他プライバシーを侵害し、又は不当な圧力を与える行為

ク 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに職員の事務又は事業の執行に支障を生じさせる行為

(法令遵守審査会の設置)

第5条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、丹波市法令遵守審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員3人で組織する。

3 委員は、法令に関し専門的知識を有する者の中から市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

6 市長は、委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

7 委員は、自己若しくは2親等以内の親族(以下「自己等」という。)の一身上に関する事件又は自己等の従事する業務に直接利害がある事件については、次条第1項の調査及び審査(以下「調査等」という。)

_____がその労務先において、通報対象事実又は法令違反が生じ、又は生じようとしている場合について通報することをいう。

(10) 公益通報 内部公益通報及び外部公益通報をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

(11) 不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 暴力行為、恐喝行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る等の不当な要求をする行為

イ 威圧的又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為

ウ 正当な理由もなく面会を強要する行為

エ 正当な理由又は手段によらずに寄附金、賛助金等の寄附、機関紙等の書籍若しくは物品の購入又は工事の計画変更、工事の中止、下請の参入若しくは物件等の補償その他の金銭若しくは権利を強要する行為

オ 正当な手続によることなく、作為又は不作為を求める行為

カ 職員以外の者が職員に対し、その職務に関し、特定の団体又は個人を他の者と比べて有利に取り扱う等特別な取扱いをすること(不作為行為を含む。)を求める働きかけをする行為

キ 職員への嫌がらせの電話、誹謗中傷するビラ等の配布、自宅周辺での迷惑行為その他プライバシーを侵害し、又は不当な圧力を与える行為

ク 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに職員の事務又は事業の執行に支障を生じさせる行為

(法令遵守審査会の設置)

第5条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、丹波市法令遵守審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員3人で組織する。

3 委員は、法令に関し専門的知識を有する者の中から市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

6 市長は、委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

7 委員は、自己若しくは2親等以内の親族(以下「自己等」という。)の一身上に関する事件又は自己等の従事する業務に直接利害がある事件については、次条第1項の調査及び審査(以下「調査等」という。)

をすることができない。

(不当要求行為等への対応)

第12条 職員_____

_____は、不当要求行為等があったときは、これを拒否するとともに_____、直属の上司に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた上司は、当該記録を審査会に提出しなければならない。

をすることができない。

(不当要求行為等への対応)

第12条 職員（地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員に限る。）は、不当要求行為等があったときは、これを拒否するとともに、その内容を記録し、直属の上司に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた上司は、当該記録を審査会に提出しなければならない。

3 職員（地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する職員（議会の議員を除く。）に限る。）は、不当要求行為等があったときは、これを拒否するとともに、その内容を記録し、当該記録を審査会に提出しなければならない。

議案第90号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）の適用を受ける国家公務員の給与が改定されたことに伴い、国の取扱いに準拠し、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

民間給与との比較に基づく給与改定等

(1) 給料表（常勤一般職員、特定任期付職員及び会計年度任用職員）

民間給与との較差（0.23%）を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げ

(2) 期末・勤勉手当（常勤一般職員、再任用職員及び特定任期付職員）

ボーナスを引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ期末・勤勉手当に配分
ア 常勤一般職員

勤勉手当の支給月数0.10月の引上げ（4.30月→4.40月）

イ 再任用職員

勤勉手当の支給月数0.05月の引上げ（2.35月→2.40月）

ウ 特定任期付職員

期末手当の支給月数0.05月の引上げ（3.25月→3.30月）

（常勤一般職の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当 勤勉手当	1.20月（支給済み） 0.95月（支給済み）	1.20月（改定なし） 1.05月（現行0.95月）
令和5年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.20月 1.00月	1.20月 1.00月

3 改正する条例

(1) 丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）

(2) 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）

(3) 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）

4 施行日

(1) 公布の日（第1条、第3条関係）※適用日は、令和4年4月1日

(2) 令和5年4月1日（第2条、第4条、第5条関係）

5 新旧対照表

別紙のとおり

※別表については、全部を改めていますが、改定の対象となる箇所（級号給）のみに下線を付しています。

丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和4年5月31日条例第17号 (勤勉手当)</p> <p>第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下の条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に_____100分の95_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に_____100分の45_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。</p> <p>4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和4年5月31日条例第17号 (勤勉手当)</p> <p>第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下の条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。</p> <p>4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>

別表第1（第7条関係） 行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700

別表第1（第7条関係） 行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700

44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400		44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200		45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000		46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400		47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100		48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600		49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000		50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400		51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800		52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200		53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600		54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000		55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300		56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600		57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000		58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300		59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600		60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900		61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100			62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400			63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700			64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000			65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300			66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600			67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900			68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100			69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400			70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700			71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000			72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200			73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500			74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800			75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000			76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200			77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500			78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800			79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000			80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200			81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500			82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800			83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000			84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200			85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300				86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600				87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800				88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000				89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300				90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600				91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800				92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000				93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
94		294, 900	342, 600						94		294, 900	342, 600				

95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医療職給料表

(単位：円)

職務の級	1級		2級	
	号給	給料月額	給料月額	
1		399,000		471,700
2		401,900		474,000
3		404,500		476,200
4		407,200		478,500
5		409,800		480,700
6		412,200		482,900
7		414,900		485,100
8		417,300		487,300
9		419,500		489,300
10		422,200		491,400
11		424,800		493,500

95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医療職給料表

(単位：円)

職務の級	1級		2級	
	号給	給料月額	給料月額	
1		400,400		471,700
2		403,300		474,000
3		405,900		476,200
4		408,600		478,500
5		411,000		480,700
6		413,300		482,900
7		415,400		485,100
8		417,300		487,300
9		419,500		489,300
10		422,200		491,400
11		424,800		493,500

12	427, 500	495, 600
13	429, 900	497, 700
14	432, 400	499, 800
15	434, 800	501, 900
16	437, 300	504, 000
17	439, 300	506, 100
18	441, 700	508, 100
19	444, 000	510, 100
20	446, 400	512, 100
21	447, 900	513, 900
22	450, 300	515, 700
23	452, 600	517, 600
24	454, 900	519, 500
25	456, 900	521, 200
26	459, 200	523, 000
27	461, 400	524, 800
28	463, 700	526, 600
29	465, 800	528, 200
30	468, 100	530, 000
31	470, 400	531, 800
32	472, 600	533, 600
33	474, 600	535, 200
34	476, 700	537, 000
35	478, 800	538, 700
36	480, 900	540, 500
37	483, 000	542, 100
38	484, 800	543, 700
39	486, 600	545, 100
40	488, 400	546, 700
41	490, 100	548, 200
42	491, 900	549, 600
43	493, 700	551, 000
44	495, 500	552, 300
45	497, 100	553, 500
46	498, 800	554, 500
47	500, 600	555, 500
48	502, 400	556, 500
49	504, 000	557, 500
50	505, 300	558, 400
51	506, 600	559, 300
52	507, 900	560, 200
53	508, 900	561, 000
54	510, 200	561, 900
55	511, 500	562, 800
56	512, 800	563, 700
57	513, 800	564, 600
58	514, 600	565, 500
59	515, 400	566, 400
60	516, 200	567, 100
61	517, 100	568, 000
62	517, 900	568, 900

12	427, 500	495, 600
13	429, 900	497, 700
14	432, 400	499, 800
15	434, 800	501, 900
16	437, 300	504, 000
17	439, 300	506, 100
18	441, 700	508, 100
19	444, 000	510, 100
20	446, 400	512, 100
21	447, 900	513, 900
22	450, 300	515, 700
23	452, 600	517, 600
24	454, 900	519, 500
25	456, 900	521, 200
26	459, 200	523, 000
27	461, 400	524, 800
28	463, 700	526, 600
29	465, 800	528, 200
30	468, 100	530, 000
31	470, 400	531, 800
32	472, 600	533, 600
33	474, 600	535, 200
34	476, 700	537, 000
35	478, 800	538, 700
36	480, 900	540, 500
37	483, 000	542, 100
38	484, 800	543, 700
39	486, 600	545, 100
40	488, 400	546, 700
41	490, 100	548, 200
42	491, 900	549, 600
43	493, 700	551, 000
44	495, 500	552, 300
45	497, 100	553, 500
46	498, 800	554, 500
47	500, 600	555, 500
48	502, 400	556, 500
49	504, 000	557, 500
50	505, 300	558, 400
51	506, 600	559, 300
52	507, 900	560, 200
53	508, 900	561, 000
54	510, 200	561, 900
55	511, 500	562, 800
56	512, 800	563, 700
57	513, 800	564, 600
58	514, 600	565, 500
59	515, 400	566, 400
60	516, 200	567, 100
61	517, 100	568, 000
62	517, 900	568, 900

63	518,800	569,800
64	519,600	570,700
65	520,500	571,600
66	521,400	572,500
67	522,100	573,400
68	523,000	574,300
69	523,900	575,200
70	524,700	576,100
71	525,600	577,000
72	526,500	577,900
73	527,300	578,800
74	528,200	579,700
75	529,100	580,600
76	529,800	581,500
77	530,600	582,400
78	531,500	583,300
79	532,400	584,200
80	533,300	585,100
81	534,100	586,000
82	535,000	586,900
83	535,900	587,800
84	536,800	588,700
85	537,600	589,600
86	538,500	590,500
87	539,400	591,400
88	540,300	592,300
89	541,100	593,200

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

63	518,800	569,800
64	519,600	570,700
65	520,500	571,600
66	521,400	572,500
67	522,100	573,400
68	523,000	574,300
69	523,900	575,200
70	524,700	576,100
71	525,600	577,000
72	526,500	577,900
73	527,300	578,800
74	528,200	579,700
75	529,100	580,600
76	529,800	581,500
77	530,600	582,400
78	531,500	583,300
79	532,400	584,200
80	533,300	585,100
81	534,100	586,000
82	535,000	586,900
83	535,900	587,800
84	536,800	588,700
85	537,600	589,600
86	538,500	590,500
87	539,400	591,400
88	540,300	592,300
89	541,100	593,200

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和4年5月31日条例第17号 (勤勉手当)</p> <p>第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下の条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。</p> <p>4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和4年5月31日条例第17号 (勤勉手当)</p> <p>第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下の条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。</p> <p>4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>

丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																
○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年9月29日 条例第27号 最終改正 令和4年5月31日条例第17号 (特定任期付職員の給与の特例)	○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年9月29日 条例第27号 最終改正 令和4年5月31日条例第17号 (特定任期付職員の給与の特例)																																
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員及び技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員及び技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 375,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>710,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>830,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を、同表に掲げる7号給の給料額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任</p>	号給	給料月額	1	円 375,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 376,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>710,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>830,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を、同表に掲げる7号給の給料額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任</p>	号給	給料月額	1	円 376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額																																
1	円 375,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																
号給	給料月額																																
1	円 376,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																

期付職員には、適用しない。

2 特定期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」

_____とする。

3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

期付職員には、適用しない。

2 特定期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。

3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年9月29日 条例第27号 最終改正 令和4年5月31日条例第17号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 紹与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する紹与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、紹与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、紹与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、紹与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 紹与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する紹与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年9月29日 条例第27号 最終改正 令和4年5月31日条例第17号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 紹与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する紹与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、紹与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、紹与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、紹与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 紹与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する紹与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例			○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例		
令和元年9月30日 条例第12号			令和元年9月30日 条例第12号		
最終改正 令和4年3月11日条例第1号			最終改正 令和4年3月11日条例第1号		
別表第1（第4条関係） 行政職給料表			別表第1（第4条関係） 行政職給料表		
(単位：円)			(単位：円)		
職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
1	146,100	195,500	1	150,100	198,500
2	147,200	197,300	2	151,200	200,300
3	148,400	199,100	3	152,400	202,100
4	149,500	200,900	4	153,500	203,900
5	150,600	202,400	5	154,600	205,400
6	151,700	204,200	6	155,700	207,200
7	152,800	206,000	7	156,800	209,000
8	153,900	207,800	8	157,900	210,800
9	154,900	209,400	9	158,900	212,400
10	156,300	211,200	10	160,300	214,200
11	157,600	213,000	11	161,600	216,000
12	158,900	214,800	12	162,900	217,800
13	160,100	216,200	13	164,100	219,200
14	161,600	218,000	14	165,600	221,000
15	163,100	219,700	15	167,100	222,700
16	164,700	221,500	16	168,700	224,500
17	165,900	223,200	17	169,800	226,100
18	167,400	224,900	18	171,200	227,800
19	168,900	226,500	19	172,600	229,400
20	170,400	228,100	20	174,000	230,900
21	171,700	229,500	21	175,300	232,200
22	174,400	231,200	22	177,800	233,800
23	177,000	232,800	23	180,300	235,400
24	179,600	234,400	24	182,800	236,900
25	182,200	235,400	25	185,200	237,900
26	183,900	236,900	26	186,900	239,400
27	185,500	238,300	27	188,500	240,700
28	187,200	239,500	28	190,200	241,900
29	188,700	240,700	29	191,700	243,100
30	190,400	241,900	30	193,400	244,100
31	192,200	242,900	31	195,200	245,100
32	193,900	244,100	32	196,900	246,100
33	195,500	245,400	33	198,500	247,200
34	196,900	246,400	34	199,900	248,100
35	198,400	247,600	35	201,400	249,000
36	199,900	248,900	36	202,900	250,000

37	<u>201, 200</u>	<u>249, 800</u>
38	<u>202, 500</u>	<u>251, 100</u>
39	<u>203, 700</u>	<u>252, 300</u>
40	<u>205, 000</u>	<u>253, 600</u>
41	<u>206, 300</u>	<u>255, 000</u>
42	<u>207, 600</u>	<u>256, 400</u>
43	<u>208, 900</u>	<u>257, 600</u>
44	<u>210, 200</u>	<u>258, 800</u>
45	<u>211, 300</u>	<u>260, 000</u>
46	<u>212, 600</u>	<u>261, 200</u>
47	<u>213, 900</u>	<u>262, 500</u>
48	<u>215, 200</u>	<u>263, 600</u>
49	<u>216, 300</u>	<u>264, 700</u>
50	<u>217, 400</u>	<u>265, 800</u>
51	<u>218, 400</u>	<u>267, 100</u>
52	<u>219, 500</u>	<u>268, 400</u>
53	<u>220, 600</u>	<u>269, 400</u>
54	<u>221, 600</u>	<u>270, 500</u>
55	<u>222, 500</u>	<u>271, 800</u>
56	<u>223, 500</u>	<u>273, 100</u>
57	<u>223, 800</u>	<u>274, 000</u>
58	<u>224, 600</u>	<u>275, 000</u>
59	<u>225, 400</u>	<u>275, 900</u>
60	<u>226, 100</u>	<u>277, 000</u>
61	<u>226, 800</u>	<u>278, 100</u>
62	<u>227, 800</u>	<u>279, 100</u>
63	<u>228, 600</u>	<u>280, 000</u>
64	<u>229, 400</u>	<u>281, 000</u>
65	<u>230, 100</u>	<u>281, 500</u>
66	<u>230, 800</u>	<u>282, 400</u>
67	<u>231, 700</u>	<u>283, 100</u>
68	<u>232, 700</u>	<u>284, 000</u>
69	<u>233, 400</u>	<u>285, 000</u>
70	<u>234, 000</u>	<u>285, 800</u>
71	<u>234, 500</u>	<u>286, 600</u>
72	<u>235, 200</u>	<u>287, 400</u>
73	<u>236, 000</u>	<u>288, 200</u>
74	<u>236, 600</u>	<u>288, 700</u>
75	<u>237, 200</u>	<u>289, 100</u>
76	<u>237, 700</u>	<u>289, 600</u>
77	<u>238, 400</u>	<u>289, 800</u>
78	<u>239, 100</u>	<u>290, 100</u>
79	<u>239, 800</u>	<u>290, 300</u>
80	<u>240, 300</u>	<u>290, 700</u>
81	<u>240, 800</u>	<u>290, 900</u>
82	<u>241, 500</u>	<u>291, 100</u>
83	<u>242, 200</u>	<u>291, 500</u>
84	<u>242, 900</u>	<u>291, 800</u>
85	<u>243, 500</u>	<u>292, 100</u>
86	<u>244, 200</u>	<u>292, 400</u>
87	<u>244, 900</u>	<u>292, 700</u>

37	<u>204, 200</u>	<u>250, 900</u>
38	<u>205, 500</u>	<u>252, 200</u>
39	<u>206, 700</u>	<u>253, 400</u>
40	<u>208, 000</u>	<u>254, 700</u>
41	<u>209, 300</u>	<u>256, 000</u>
42	<u>210, 600</u>	<u>257, 400</u>
43	<u>211, 900</u>	<u>258, 600</u>
44	<u>213, 200</u>	<u>259, 800</u>
45	<u>214, 300</u>	<u>260, 900</u>
46	<u>215, 600</u>	<u>262, 100</u>
47	<u>216, 900</u>	<u>263, 400</u>
48	<u>218, 200</u>	<u>264, 500</u>
49	<u>219, 200</u>	<u>265, 600</u>
50	<u>220, 300</u>	<u>266, 600</u>
51	<u>221, 300</u>	<u>267, 800</u>
52	<u>222, 300</u>	<u>268, 900</u>
53	<u>223, 300</u>	<u>269, 900</u>
54	<u>224, 200</u>	<u>270, 900</u>
55	<u>225, 100</u>	<u>272, 000</u>
56	<u>226, 000</u>	<u>273, 100</u>
57	<u>226, 300</u>	<u>274, 000</u>
58	<u>227, 100</u>	<u>275, 000</u>
59	<u>227, 800</u>	<u>275, 900</u>
60	<u>228, 500</u>	<u>277, 000</u>
61	<u>229, 200</u>	<u>278, 100</u>
62	<u>230, 000</u>	<u>279, 100</u>
63	<u>230, 700</u>	<u>280, 000</u>
64	<u>231, 300</u>	<u>281, 000</u>
65	<u>231, 900</u>	<u>281, 500</u>
66	<u>232, 500</u>	<u>282, 400</u>
67	<u>233, 100</u>	<u>283, 100</u>
68	<u>233, 800</u>	<u>284, 000</u>
69	<u>234, 500</u>	<u>285, 000</u>
70	<u>235, 100</u>	<u>285, 800</u>
71	<u>235, 600</u>	<u>286, 600</u>
72	<u>236, 300</u>	<u>287, 400</u>
73	<u>237, 000</u>	<u>288, 200</u>
74	<u>237, 600</u>	<u>288, 700</u>
75	<u>238, 200</u>	<u>289, 100</u>
76	<u>238, 700</u>	<u>289, 600</u>
77	<u>239, 300</u>	<u>289, 800</u>
78	<u>240, 000</u>	<u>290, 100</u>
79	<u>240, 700</u>	<u>290, 300</u>
80	<u>241, 200</u>	<u>290, 700</u>
81	<u>241, 700</u>	<u>290, 900</u>
82	<u>242, 300</u>	<u>291, 100</u>
83	<u>242, 900</u>	<u>291, 500</u>
84	<u>243, 400</u>	<u>291, 800</u>
85	<u>243, 900</u>	<u>292, 100</u>
86	<u>244, 500</u>	<u>292, 400</u>
87	<u>245, 100</u>	<u>292, 700</u>

88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100
105		298, 300
106		298, 600
107		299, 000
108		299, 300
109		299, 500
110		299, 900
111		300, 300
112		300, 600
113		300, 800
114		301, 000
115		301, 300
116		301, 700
117		301, 900
118		302, 100
119		302, 400
120		302, 700
121		303, 100
122		303, 300
123		303, 600
124		303, 900
125		304, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係） 医療職給料表

（単位：円）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	399, 000	471, 700
2	401, 900	474, 000
3	404, 500	476, 200
4	407, 200	478, 500
5	409, 800	480, 700

88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100
105		298, 300
106		298, 600
107		299, 000
108		299, 300
109		299, 500
110		299, 900
111		300, 300
112		300, 600
113		300, 800
114		301, 000
115		301, 300
116		301, 700
117		301, 900
118		302, 100
119		302, 400
120		302, 700
121		303, 100
122		303, 300
123		303, 600
124		303, 900
125		304, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係） 医療職給料表

（単位：円）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	400, 400	471, 700
2	403, 300	474, 000
3	405, 900	476, 200
4	408, 600	478, 500
5	411, 000	480, 700

6	<u>412, 200</u>	482, 900
7	<u>414, 900</u>	485, 100
8	<u>417, 300</u>	487, 300
9	<u>419, 500</u>	489, 300
10	<u>422, 200</u>	491, 400
11	<u>424, 800</u>	493, 500
12	<u>427, 500</u>	495, 600
13	<u>429, 900</u>	497, 700
14	<u>432, 400</u>	499, 800
15	<u>434, 800</u>	501, 900
16	<u>437, 300</u>	504, 000
17	<u>439, 300</u>	506, 100
18	<u>441, 700</u>	508, 100
19	<u>444, 000</u>	510, 100
20	<u>446, 400</u>	512, 100
21	<u>447, 900</u>	513, 900
22	<u>450, 300</u>	515, 700
23	<u>452, 600</u>	517, 600
24	<u>454, 900</u>	519, 500
25	<u>456, 900</u>	521, 200
26	<u>459, 200</u>	523, 000
27	<u>461, 400</u>	524, 800
28	<u>463, 700</u>	526, 600
29	<u>465, 800</u>	528, 200
30	<u>468, 100</u>	530, 000
31	<u>470, 400</u>	531, 800
32	<u>472, 600</u>	533, 600
33	<u>474, 600</u>	535, 200
34	<u>476, 700</u>	537, 000
35	<u>478, 800</u>	538, 700
36	<u>480, 900</u>	540, 500
37	<u>483, 000</u>	542, 100
38	<u>484, 800</u>	543, 700
39	<u>486, 600</u>	545, 100
40	<u>488, 400</u>	546, 700
41	<u>490, 100</u>	548, 200
42	<u>491, 900</u>	549, 600
43	<u>493, 700</u>	551, 000
44	<u>495, 500</u>	552, 300
45	<u>497, 100</u>	553, 500
46	<u>498, 800</u>	554, 500
47	<u>500, 600</u>	555, 500
48	<u>502, 400</u>	556, 500
49	<u>504, 000</u>	557, 500
50	<u>505, 300</u>	558, 400
51	<u>506, 600</u>	559, 300
52	<u>507, 900</u>	560, 200
53	<u>508, 900</u>	561, 000
54	<u>510, 200</u>	561, 900
55	<u>511, 500</u>	562, 800
56	<u>512, 800</u>	563, 700

6	<u>413, 300</u>	482, 900
7	<u>415, 400</u>	485, 100
8	<u>417, 300</u>	487, 300
9	<u>419, 500</u>	489, 300
10	<u>422, 200</u>	491, 400
11	<u>424, 800</u>	493, 500
12	<u>427, 500</u>	495, 600
13	<u>429, 900</u>	497, 700
14	<u>432, 400</u>	499, 800
15	<u>434, 800</u>	501, 900
16	<u>437, 300</u>	504, 000
17	<u>439, 300</u>	506, 100
18	<u>441, 700</u>	508, 100
19	<u>444, 000</u>	510, 100
20	<u>446, 400</u>	512, 100
21	<u>447, 900</u>	513, 900
22	<u>450, 300</u>	515, 700
23	<u>452, 600</u>	517, 600
24	<u>454, 900</u>	519, 500
25	<u>456, 900</u>	521, 200
26	<u>459, 200</u>	523, 000
27	<u>461, 400</u>	524, 800
28	<u>463, 700</u>	526, 600
29	<u>465, 800</u>	528, 200
30	<u>468, 100</u>	530, 000
31	<u>470, 400</u>	531, 800
32	<u>472, 600</u>	533, 600
33	<u>474, 600</u>	535, 200
34	<u>476, 700</u>	537, 000
35	<u>478, 800</u>	538, 700
36	<u>480, 900</u>	540, 500
37	<u>483, 000</u>	542, 100
38	<u>484, 800</u>	543, 700
39	<u>486, 600</u>	545, 100
40	<u>488, 400</u>	546, 700
41	<u>490, 100</u>	548, 200
42	<u>491, 900</u>	549, 600
43	<u>493, 700</u>	551, 000
44	<u>495, 500</u>	552, 300
45	<u>497, 100</u>	553, 500
46	<u>498, 800</u>	554, 500
47	<u>500, 600</u>	555, 500
48	<u>502, 400</u>	556, 500
49	<u>504, 000</u>	557, 500
50	<u>505, 300</u>	558, 400
51	<u>506, 600</u>	559, 300
52	<u>507, 900</u>	560, 200
53	<u>508, 900</u>	561, 000
54	<u>510, 200</u>	561, 900
55	<u>511, 500</u>	562, 800
56	<u>512, 800</u>	563, 700

57	513,800	564,600
58	514,600	565,500
59	515,400	566,400
60	516,200	567,100
61	517,100	568,000
62	517,900	568,900
63	518,800	569,800
64	519,600	570,700
65	520,500	571,600
66	521,400	572,500
67	522,100	573,400
68	523,000	574,300
69	523,900	575,200
70	524,700	576,100
71	525,600	577,000
72	526,500	577,900
73	527,300	578,800
74	528,200	579,700
75	529,100	580,600
76	529,800	581,500
77	530,600	582,400
78	531,500	583,300
79	532,400	584,200
80	533,300	585,100
81	534,100	586,000
82	535,000	586,900
83	535,900	587,800
84	536,800	588,700
85	537,600	589,600
86	538,500	590,500
87	539,400	591,400
88	540,300	592,300
89	541,100	593,200

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表

（単位：円）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	132,300	143,800
2	133,200	144,800
3	134,200	145,800
4	135,100	146,800
5	136,100	147,900
6	137,100	149,200
7	138,100	150,400
8	139,100	151,600
9	139,900	152,700
10	140,900	153,900

57	513,800	564,600
58	514,600	565,500
59	515,400	566,400
60	516,200	567,100
61	517,100	568,000
62	517,900	568,900
63	518,800	569,800
64	519,600	570,700
65	520,500	571,600
66	521,400	572,500
67	522,100	573,400
68	523,000	574,300
69	523,900	575,200
70	524,700	576,100
71	525,600	577,000
72	526,500	577,900
73	527,300	578,800
74	528,200	579,700
75	529,100	580,600
76	529,800	581,500
77	530,600	582,400
78	531,500	583,300
79	532,400	584,200
80	533,300	585,100
81	534,100	586,000
82	535,000	586,900
83	535,900	587,800
84	536,800	588,700
85	537,600	589,600
86	538,500	590,500
87	539,400	591,400
88	540,300	592,300
89	541,100	593,200

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表

（単位：円）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	136,200	147,700
2	137,100	148,700
3	138,100	149,800
4	139,000	150,800
5	140,000	151,900
6	141,000	153,300
7	142,000	154,500
8	143,000	155,700
9	143,800	156,800
10	144,800	158,000

11	<u>141, 900</u>	<u>155, 100</u>
12	<u>143, 000</u>	<u>156, 300</u>
13	<u>143, 800</u>	<u>157, 400</u>
14	<u>144, 800</u>	<u>158, 900</u>
15	<u>145, 800</u>	<u>160, 400</u>
16	<u>146, 800</u>	<u>161, 900</u>
17	<u>147, 900</u>	<u>163, 300</u>
18	<u>149, 200</u>	<u>164, 700</u>
19	<u>150, 400</u>	<u>166, 200</u>
20	<u>151, 600</u>	<u>167, 700</u>
21	<u>152, 700</u>	<u>169, 100</u>
22	<u>153, 900</u>	<u>170, 900</u>
23	<u>155, 100</u>	<u>172, 700</u>
24	<u>156, 300</u>	<u>174, 500</u>
25	<u>157, 400</u>	<u>176, 200</u>
26	<u>158, 900</u>	<u>177, 900</u>
27	<u>160, 400</u>	<u>179, 600</u>
28	<u>161, 900</u>	<u>181, 300</u>
29	<u>163, 300</u>	<u>183, 600</u>
30	<u>164, 700</u>	<u>185, 100</u>
31	<u>166, 200</u>	<u>186, 600</u>
32	<u>167, 700</u>	<u>188, 000</u>
33	<u>169, 100</u>	<u>189, 200</u>
34	<u>170, 900</u>	<u>190, 700</u>
35	<u>172, 700</u>	<u>192, 100</u>
36	<u>174, 500</u>	<u>193, 400</u>
37	<u>176, 200</u>	<u>194, 800</u>
38	<u>177, 900</u>	<u>195, 800</u>
39	<u>179, 600</u>	<u>197, 100</u>
40	<u>181, 300</u>	<u>198, 200</u>
41	<u>183, 600</u>	<u>199, 400</u>
42	<u>185, 100</u>	<u>200, 500</u>
43	<u>186, 600</u>	<u>201, 600</u>
44	<u>188, 000</u>	<u>202, 700</u>
45	<u>189, 200</u>	<u>205, 200</u>
46	<u>190, 700</u>	<u>206, 400</u>
47	<u>192, 100</u>	<u>207, 800</u>
48	<u>193, 400</u>	<u>209, 100</u>
49	<u>194, 800</u>	<u>210, 400</u>
50	<u>195, 800</u>	<u>211, 800</u>
51	<u>197, 100</u>	<u>213, 200</u>
52	<u>198, 200</u>	<u>214, 600</u>
53	<u>199, 400</u>	<u>215, 900</u>
54	<u>200, 500</u>	<u>217, 500</u>
55	<u>201, 600</u>	<u>219, 100</u>
56	<u>202, 700</u>	<u>220, 500</u>
57	<u>205, 200</u>	<u>221, 700</u>
58	<u>206, 400</u>	<u>223, 200</u>
59	<u>207, 800</u>	<u>224, 700</u>
60	<u>209, 100</u>	<u>226, 000</u>
61	<u>210, 400</u>	<u>226, 900</u>

11	<u>145, 800</u>	<u>159, 200</u>
12	<u>146, 900</u>	<u>160, 400</u>
13	<u>147, 700</u>	<u>161, 500</u>
14	<u>148, 700</u>	<u>163, 000</u>
15	<u>149, 800</u>	<u>164, 500</u>
16	<u>150, 800</u>	<u>166, 000</u>
17	<u>151, 900</u>	<u>167, 400</u>
18	<u>153, 300</u>	<u>168, 800</u>
19	<u>154, 500</u>	<u>170, 300</u>
20	<u>155, 700</u>	<u>171, 800</u>
21	<u>156, 800</u>	<u>173, 100</u>
22	<u>158, 000</u>	<u>174, 800</u>
23	<u>159, 200</u>	<u>176, 500</u>
24	<u>160, 400</u>	<u>178, 200</u>
25	<u>161, 500</u>	<u>179, 900</u>
26	<u>163, 000</u>	<u>181, 300</u>
27	<u>164, 500</u>	<u>183, 000</u>
28	<u>166, 000</u>	<u>184, 500</u>
29	<u>167, 400</u>	<u>187, 400</u>
30	<u>168, 800</u>	<u>188, 700</u>
31	<u>170, 300</u>	<u>190, 100</u>
32	<u>171, 800</u>	<u>191, 300</u>
33	<u>173, 100</u>	<u>192, 300</u>
34	<u>174, 800</u>	<u>193, 800</u>
35	<u>176, 500</u>	<u>195, 200</u>
36	<u>178, 200</u>	<u>196, 500</u>
37	<u>179, 900</u>	<u>197, 900</u>
38	<u>181, 300</u>	<u>198, 900</u>
39	<u>183, 000</u>	<u>200, 200</u>
40	<u>184, 500</u>	<u>201, 200</u>
41	<u>187, 400</u>	<u>202, 400</u>
42	<u>188, 700</u>	<u>203, 500</u>
43	<u>190, 100</u>	<u>204, 600</u>
44	<u>191, 300</u>	<u>205, 700</u>
45	<u>192, 300</u>	<u>208, 500</u>
46	<u>193, 800</u>	<u>209, 700</u>
47	<u>195, 200</u>	<u>211, 100</u>
48	<u>196, 500</u>	<u>212, 300</u>
49	<u>197, 900</u>	<u>213, 600</u>
50	<u>198, 900</u>	<u>215, 000</u>
51	<u>200, 200</u>	<u>216, 400</u>
52	<u>201, 200</u>	<u>217, 800</u>
53	<u>202, 400</u>	<u>219, 100</u>
54	<u>203, 500</u>	<u>220, 700</u>
55	<u>204, 600</u>	<u>222, 300</u>
56	<u>205, 700</u>	<u>223, 700</u>
57	<u>208, 500</u>	<u>224, 900</u>
58	<u>209, 700</u>	<u>226, 400</u>
59	<u>211, 100</u>	<u>227, 900</u>
60	<u>212, 300</u>	<u>229, 200</u>
61	<u>213, 600</u>	<u>230, 000</u>

62	<u>211, 800</u>	<u>227, 600</u>
63	<u>213, 200</u>	<u>228, 500</u>
64	<u>214, 600</u>	<u>229, 500</u>
65	<u>215, 900</u>	<u>230, 300</u>
66	<u>217, 500</u>	<u>231, 800</u>
67	<u>219, 100</u>	<u>233, 100</u>
68	<u>220, 500</u>	<u>234, 200</u>
69	<u>221, 700</u>	<u>235, 600</u>
70	<u>223, 200</u>	<u>236, 900</u>
71	<u>224, 700</u>	<u>238, 200</u>
72	<u>226, 000</u>	<u>239, 500</u>
73	<u>226, 900</u>	<u>240, 300</u>
74	<u>227, 600</u>	<u>241, 500</u>
75	<u>228, 500</u>	<u>242, 800</u>
76	<u>229, 500</u>	<u>243, 900</u>
77	<u>230, 300</u>	<u>245, 000</u>
78	<u>231, 800</u>	<u>246, 200</u>
79	<u>233, 100</u>	<u>247, 300</u>
80	<u>234, 200</u>	<u>248, 500</u>
81	<u>235, 600</u>	<u>251, 500</u>
82	<u>236, 900</u>	<u>252, 700</u>
83	<u>238, 200</u>	<u>253, 800</u>
84	<u>239, 500</u>	<u>254, 900</u>
85	<u>240, 300</u>	<u>255, 800</u>
86	<u>241, 500</u>	<u>257, 000</u>
87	<u>242, 800</u>	<u>258, 100</u>
88	<u>243, 900</u>	<u>259, 300</u>
89	<u>245, 000</u>	<u>260, 400</u>
90	<u>246, 200</u>	<u>261, 200</u>
91	<u>247, 300</u>	<u>262, 400</u>
92	<u>248, 500</u>	<u>263, 600</u>
93	<u>251, 500</u>	<u>264, 600</u>
94	<u>252, 700</u>	<u>265, 600</u>
95	<u>253, 800</u>	<u>266, 500</u>
96	<u>254, 900</u>	<u>267, 400</u>
97	<u>255, 800</u>	<u>268, 400</u>
98	<u>257, 000</u>	<u>269, 500</u>
99	<u>258, 100</u>	<u>270, 500</u>
100	<u>259, 300</u>	<u>271, 300</u>
101	<u>260, 400</u>	<u>272, 300</u>
102	<u>261, 200</u>	<u>273, 200</u>
103	<u>262, 400</u>	<u>274, 200</u>
104	<u>263, 600</u>	<u>275, 000</u>
105	<u>264, 600</u>	<u>275, 800</u>
106	<u>265, 600</u>	<u>276, 900</u>
107	<u>266, 500</u>	<u>278, 000</u>
108	<u>267, 400</u>	<u>279, 100</u>
109	<u>268, 400</u>	<u>280, 000</u>
110	<u>269, 500</u>	<u>281, 100</u>
111	<u>270, 500</u>	<u>282, 100</u>
112	<u>271, 300</u>	<u>283, 100</u>

62	<u>215, 000</u>	<u>230, 700</u>
63	<u>216, 400</u>	<u>231, 600</u>
64	<u>217, 800</u>	<u>232, 600</u>
65	<u>219, 100</u>	<u>233, 200</u>
66	<u>220, 700</u>	<u>234, 700</u>
67	<u>222, 300</u>	<u>236, 000</u>
68	<u>223, 700</u>	<u>237, 000</u>
69	<u>224, 900</u>	<u>238, 300</u>
70	<u>226, 400</u>	<u>239, 500</u>
71	<u>227, 900</u>	<u>240, 800</u>
72	<u>229, 200</u>	<u>242, 000</u>
73	<u>230, 000</u>	<u>242, 800</u>
74	<u>230, 700</u>	<u>244, 000</u>
75	<u>231, 600</u>	<u>245, 200</u>
76	<u>232, 600</u>	<u>246, 300</u>
77	<u>233, 200</u>	<u>247, 400</u>
78	<u>234, 700</u>	<u>248, 400</u>
79	<u>236, 000</u>	<u>249, 500</u>
80	<u>237, 000</u>	<u>250, 500</u>
81	<u>238, 300</u>	<u>254, 100</u>
82	<u>239, 500</u>	<u>255, 300</u>
83	<u>240, 800</u>	<u>256, 300</u>
84	<u>242, 000</u>	<u>257, 400</u>
85	<u>242, 800</u>	<u>258, 300</u>
86	<u>244, 000</u>	<u>259, 300</u>
87	<u>245, 200</u>	<u>260, 400</u>
88	<u>246, 300</u>	<u>261, 300</u>
89	<u>247, 400</u>	<u>262, 200</u>
90	<u>248, 400</u>	<u>262, 900</u>
91	<u>249, 500</u>	<u>263, 800</u>
92	<u>250, 500</u>	<u>264, 700</u>
93	<u>254, 100</u>	<u>265, 700</u>
94	<u>255, 300</u>	<u>266, 700</u>
95	<u>256, 300</u>	<u>267, 600</u>
96	<u>257, 400</u>	<u>268, 500</u>
97	<u>258, 300</u>	<u>269, 400</u>
98	<u>259, 300</u>	<u>270, 500</u>
99	<u>260, 400</u>	<u>271, 500</u>
100	<u>261, 300</u>	<u>272, 300</u>
101	<u>262, 200</u>	<u>273, 200</u>
102	<u>262, 900</u>	<u>274, 100</u>
103	<u>263, 800</u>	<u>275, 100</u>
104	<u>264, 700</u>	<u>275, 900</u>
105	<u>265, 700</u>	<u>276, 500</u>
106	<u>266, 700</u>	<u>277, 300</u>
107	<u>267, 600</u>	<u>278, 200</u>
108	<u>268, 500</u>	<u>279, 100</u>
109	<u>269, 400</u>	<u>280, 000</u>
110	<u>270, 500</u>	<u>281, 100</u>
111	<u>271, 500</u>	<u>282, 100</u>
112	<u>272, 300</u>	<u>283, 100</u>

113	<u>272, 300</u>	283, 800
114	<u>273, 200</u>	284, 700
115	<u>274, 200</u>	285, 600
116	<u>275, 000</u>	286, 700
117	<u>275, 800</u>	293, 300
118	<u>276, 900</u>	295, 100
119	<u>278, 000</u>	296, 800
120	279, 100	298, 600
121	280, 000	300, 000
122	281, 100	301, 700
123	282, 100	303, 300
124	283, 100	304, 800
125	283, 800	306, 300
126	284, 700	307, 900
127	285, 600	309, 500
128	286, 700	311, 200
129	287, 300	312, 200
130	288, 200	313, 600
131	289, 100	315, 000
132	290, 000	316, 500
133	290, 600	317, 600
134	291, 600	319, 100
135	292, 600	320, 500
136	293, 500	321, 900
137	294, 400	323, 500
138	295, 400	324, 700
139	296, 400	326, 000
140	297, 400	327, 200
141	298, 000	328, 300
142	298, 800	329, 200
143	299, 600	330, 300
144	300, 400	331, 400
145	301, 000	332, 500
146	301, 900	333, 600
147	302, 700	334, 600
148	303, 500	335, 600
149	304, 100	336, 600
150	305, 100	337, 600
151	306, 100	338, 600
152	307, 100	339, 600
153	307, 700	340, 500
154	308, 600	341, 500
155	309, 500	342, 500
156	310, 400	343, 500
157	311, 000	344, 400
158	311, 800	345, 300
159	312, 600	346, 200
160	313, 400	347, 000
161	314, 000	347, 800
162	314, 700	348, 600
163	315, 400	349, 400

113	<u>273, 200</u>	283, 800
114	<u>274, 100</u>	284, 700
115	<u>275, 100</u>	285, 600
116	<u>275, 900</u>	286, 700
117	<u>276, 500</u>	293, 300
118	<u>277, 300</u>	295, 100
119	<u>278, 200</u>	296, 800
120	279, 100	298, 600
121	280, 000	300, 000
122	281, 100	301, 700
123	282, 100	303, 300
124	283, 100	304, 800
125	283, 800	306, 300
126	284, 700	307, 900
127	285, 600	309, 500
128	286, 700	311, 200
129	287, 300	312, 200
130	288, 200	313, 600
131	289, 100	315, 000
132	290, 000	316, 500
133	290, 600	317, 600
134	291, 600	319, 100
135	292, 600	320, 500
136	293, 500	321, 900
137	294, 400	323, 500
138	295, 400	324, 700
139	296, 400	326, 000
140	297, 400	327, 200
141	298, 000	328, 300
142	298, 800	329, 200
143	299, 600	330, 300
144	300, 400	331, 400
145	301, 000	332, 500
146	301, 900	333, 600
147	302, 700	334, 600
148	303, 500	335, 600
149	304, 100	336, 600
150	305, 100	337, 600
151	306, 100	338, 600
152	307, 100	339, 600
153	307, 700	340, 500
154	308, 600	341, 500
155	309, 500	342, 500
156	310, 400	343, 500
157	311, 000	344, 400
158	311, 800	345, 300
159	312, 600	346, 200
160	313, 400	347, 000
161	314, 000	347, 800
162	314, 700	348, 600
163	315, 400	349, 400

164	316,100	350,100
165	316,700	350,800
166	317,300	351,500
167	317,900	352,100
168	318,500	352,700
169	318,900	353,100
170	319,600	353,900
171	320,200	354,700
172	320,800	355,400
173	321,300	355,900
174	322,000	356,600
175	322,700	357,200
176	323,300	357,800
177	323,500	358,200
178	324,100	358,800
179	324,700	359,400
180	325,200	360,000
181	325,400	360,500
182	326,200	361,100
183	326,900	361,700
184	327,600	362,300
185	327,900	362,800
186	328,500	
187	329,000	
188	329,600	
189	329,800	
190	330,400	
191	330,900	
192	331,500	
193	332,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

164	316,100	350,100
165	316,700	350,800
166	317,300	351,500
167	317,900	352,100
168	318,500	352,700
169	318,900	353,100
170	319,600	353,900
171	320,200	354,700
172	320,800	355,400
173	321,300	355,900
174	322,000	356,600
175	322,700	357,200
176	323,300	357,800
177	323,500	358,200
178	324,100	358,800
179	324,700	359,400
180	325,200	360,000
181	325,400	360,500
182	326,200	361,100
183	326,900	361,700
184	327,600	362,300
185	327,900	362,800
186	328,500	
187	329,000	
188	329,600	
189	329,800	
190	330,400	
191	330,900	
192	331,500	
193	332,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

議案第91号

職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するなど、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

(1) 定年の段階的引上げ

ア 現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする。

イ 給料月額は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料表の級号給に7割を乗じて得た額とする。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)の導入

管理監督職の職員は、60歳に達した日以後の最初の4月1日までの間に管理監督職以外の職等に異動させる。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の職で再任用することができる。

(4) その他字句の修正

3 改正する条例

(1) 丹波市職員の定年等に関する条例(平成16年丹波市条例第29号)

(2) 丹波市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年丹波市条例第31号)

(3) 丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年丹波市条例第34号)

(4) 丹波市職員の育児休業等に関する条例(平成16年丹波市条例第35号)

(5) 丹波市職員の給与に関する条例(平成16年丹波市条例第47号)

(6) 丹波市職員の特殊勤務手当支給条例(平成16年丹波市条例第48号)

(7) 丹波市職員等の旅費に関する条例(平成16年丹波市条例第49号)

(8) 丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年丹波市条例第220号)

(9) 丹波市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年丹波市条例第13号)

(10) 丹波市立看護専門学校兵庫県派遣教員の給与に関する条例(平成26年丹波市条例第53号)

(11) 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号)

(12) 丹波市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(令和2年丹波

市条例第1号)

4 廃止する条例

丹波市職員の再任用に関する条例（平成16年丹波市条例第30号）

5 施行日

令和5年4月1日

6 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市職員の定年等に関する条例（平成16年丹波市条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市職員の定年等に関する条例 平成16年11月1日 条例第29号 改正 平成20年12月25日条例第45号	○丹波市職員の定年等に関する条例 平成16年11月1日 条例第29号 改正 平成20年12月25日条例第45号
<u>目次</u>	
	<u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u> <u>第5章 雜則（第14条）</u>
<u>附則</u>	
	<u>第1章 総則</u> (趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3_____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
(定年)	<u>第2章 定年制度</u> (定年)
第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、医療職給料表の適用を受ける職員の定年は、年齢65年とする。	第3条 職員の定年は、年齢65年とする。 _____ _____ 2 前項の規定にかかわらず、丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号。以下「給与条例」という。）第7条第2号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員（以下「医療職」という。）の定年は、年齢70年とする。
(定年による退職の特例)	(定年による退職の特例)
第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して、1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職員に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u> _____ _____ _____ _____	第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して、1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続いて勤務させができる</u> 。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めて

		いる職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
(1)	当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、 <u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u>	(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、 <u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u>
(2)	当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、 <u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき</u>	(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、 <u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u>
(3)	当該職務を担当する者の交替が、 <u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u>	(3) 当該職務を担当する者の交替が、 <u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u>
2	任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、 <u>前項の事由</u> が引き続き <u>存する</u> と認めるときは、 <u>1年を超えない範囲内で期限を延長する</u> ことができる。ただし、 <u>その期限は、その職員に係る定年退職日</u>	2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、 <u>前項各号に掲げる事由が引き続きある</u> と認めるときは、 <u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長する</u> ことができる。ただし、 <u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超える</u> ことができない。
3	任命権者は、第1項の規定により職員を引き続い <u>て勤務させる</u> 場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。	3 任命権者は、第1項の規定により職員を <u>引き続き勤務させる</u> 場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
4	任命権者は	4 任命権者は、 <u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項に掲げる事由が</u> なくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて <u>その期限を繰り上げて退職させ</u> ることができる。
5	前各項の規定を実施するために必要な手続は、市長が定める。	5 前各項の規定を実施するために必要な手續は、市長が定める。
		<u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢の対象となる管理監督職)</u>
		<u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、給与条例第29条の規定により管理職手当を支給される職員の職（医療職を除く。）とする。</u> <u>（管理監督職勤務上限年齢）</u>
		<u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> <u>（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき規準）</u>
		<u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職へ</u>

の降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちで、きる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延

長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならぬい。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雜則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間ににおける第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「6年5年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

令和5年4月1日から令和7年3月31日	61年
1日まで	
令和7年4月1日から令和9年3月31日	62年
1日まで	
令和9年4月1日から令和11年3月31日	63年
1日まで	
令和11年4月1日から令和13年3月31日	64年
1日まで	

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間ににおいて、丹波市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 年丹波市条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日	66年
1日まで	
令和7年4月1日から令和9年3月31日	67年
1日まで	
令和9年4月1日から令和11年3月31日	68年
1日まで	
令和11年4月1日から令和13年3月31日	69年
1日まで	

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条の医療職給料表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

丹波市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年丹波市条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成16年11月1日 条例第31号 最終改正 令和2年3月10日条例第8号 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 市が資本金その他これに準ずるものをお出資している公益的法人等で規則で定めるもの</p> <p>(2) 市内に主たる事務所を有する公益的法人等で規則で定めるもの</p> <p>(3) 法第2条第1項第3号に規定する団体で規則で定めるもの</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時の任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）第2条、第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（再任用職員及び任期付職員を除く。）</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 丹波市職員の定年等に関する条例（平成16年丹波市条例第29号）第4条第1項定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき</p>	<p>○丹波市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成16年11月1日 条例第31号 最終改正 令和2年3月10日条例第8号 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 市が資本金その他これに準ずるものをお出資している公益的法人等で規則で定めるもの</p> <p>(2) 市内に主たる事務所を有する公益的法人等で規則で定めるもの</p> <p>(3) 法第2条第1項第3号に規定する団体で規則で定めるもの</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時の任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項）の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）第2条、第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。）</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 丹波市職員の定年等に関する条例（平成16年丹波市条例第29号）以下「定年条例」という。）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき</p>

<p>職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項 (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項 	<p>職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項 (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項
--	--

丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成16年11月1日 条例第34号 最終改正 令和2年3月10日条例第8号 (1週間の勤務時間) 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める。 3 法第28条の5第1項又は法第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 育児休業法第18条第1項又は丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき、1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定める。 5 任命権者は、職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、長の承認を得て、別に定めることができる。 (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間にお	○丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成16年11月1日 条例第34号 最終改正 令和2年3月10日条例第8号 (1週間の勤務時間) 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める。 3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 育児休業法第18条第1項又は丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき、1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定める。 5 任命権者は、職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、長の承認を得て、別に定めることができる。 (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間にお

いて、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次休暇）

第12条 年次休暇は、1暦年ごとにおける休暇とし、その日数は、1暦年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数
- (3) 当該年の前年において企業職員又は技能労務職員（以下「企業職員等」という。）であった者であって当該年に引き続き職員となったもの、当該年の前年において国家公務員、職員以外の地方公務員（企業職員等を除く。）又はその業務が国及び地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに

いて、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次休暇）

第12条 年次休暇は、1暦年ごとにおける休暇とし、その日数は、1暦年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数
- (3) 当該年の前年において企業職員又は技能労務職員（以下「企業職員等」という。）であった者であって当該年に引き続き職員となったもの、当該年の前年において国家公務員、職員以外の地方公務員（企業職員等を除く。）又はその業務が国及び地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに

<p>使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者であって任命権者の要請に応じ引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員　企業職員等又は国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、規則で定める職員の年次休暇については、その職員の在職期間を考慮して規則で定める。</p> <p>4 任命権者は、年次休暇を職員の請求する時期に与えなければならない。ただし、請求された時期に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる。</p>	<p>使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者であって任命権者の要請に応じ引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員　企業職員等又は国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、規則で定める職員の年次休暇については、その職員の在職期間を考慮して規則で定める。</p> <p>4 任命権者は、年次休暇を職員の請求する時期に与えなければならない。ただし、請求された時期に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる。</p>
---	---

丹波市職員の育児休業等に関する条例（平成16年丹波市条例第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の育児休業等に関する条例 平成16年11月1日 条例第35号 最終改正 令和4年9月30日条例第21号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 丹波市職員の定年等に関する条例（平成16年丹波市条例第29号_____） 第4条第1項又は第2項の規定により引き続いで勤務している職員</p> <p>(3) 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしてとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業</p>	<p>○丹波市職員の育児休業等に関する条例 平成16年11月1日 条例第35号 最終改正 令和4年9月30日条例第21号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 丹波市職員の定年等に関する条例（平成16年丹波市条例第29号。以下「定年条例」という。） 第4条第1項又は第2項の規定により引き続いで勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(5) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしてとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業</p>

をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 丹波市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第17条 任期を定めて採用された短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	法第28条 の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。) 前条の規定にかかるわらず、同条の規定による	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。) 前条の規定により決定された
第20条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
第24条第1項	支給する	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超え

をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(3) 定年条例 第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第17条 任期を定めて採用された短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
第24条第1項	支給する	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超え

		てしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする		てしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第37条	再任用職員	短時間勤務職員	第37条	再任用職員
		(部分休業をすることができない職員)		(部分休業をすることができない職員)
第18条	育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第18条	育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	
(1)	育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員	(1)	育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員	
(2)	勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。)を除く。)	(2)	勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「 <u>短時間勤務職員</u> 」という。)を除く。)	
	(部分休業_____)		(部分休業の承認)	
第19条	部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u> を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間を承認されている職員(非常勤職員を除く。)については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。	第19条	部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>短時間勤務職員</u> を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間を承認されている職員(非常勤職員を除く。)については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。	
2	非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	2	非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	

丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和4年5月31日条例第17号 <u>（再任用職員の給料月額）</u></p> <p><u>第12条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>	<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和4年5月31日条例第17号 <u>（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）</u></p> <p><u>第12条 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>
<p><u>第13条 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（通勤手当）</p> <p>第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩によ</p>	<p><u>第13条 削除</u></p> <p>（通勤手当）</p> <p>第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩によ</p>

	<p>り通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p>	<p>り通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p>
2	<p>通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>再任用短時間勤務職員</u>）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道3キロメートル未満である職員 2,100円</p> <p>イ 使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員 2,900円</p> <p>ウ 使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員 3,700円</p> <p>エ 使用距離が片道5キロメートル以上7キロメートル未満である職員 4,500円</p> <p>オ 使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,800円</p> <p>カ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p>キ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円</p> <p>ク 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円</p> <p>ケ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円</p> <p>コ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円</p> <p>サ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円</p> <p>シ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円</p>	<p>通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道3キロメートル未満である職員 2,100円</p> <p>イ 使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員 2,900円</p> <p>ウ 使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員 3,700円</p> <p>エ 使用距離が片道5キロメートル以上7キロメートル未満である職員 4,500円</p> <p>オ 使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,800円</p> <p>カ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p>キ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円</p> <p>ク 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円</p> <p>ケ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円</p> <p>コ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円</p> <p>サ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円</p> <p>シ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円</p>

- ス 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
 セ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
 ソ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
 タ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務手当)

第24条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合においては、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。)における勤務
 (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の

- ス 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
 セ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
 ソ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
 タ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。
- (時間外勤務手当)
- 第24条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合においては、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。
- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。)における勤務
 (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の

規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間

(規則で定める時間を除く。)に対して、その勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間

(規則で定める時間を除く。)に対して、その勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下の条から第33条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び特定任期付職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下の条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給す

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下の条から第33条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び特定任期付職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下の条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給す

る勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員

以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員

当該再任用職員 の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（再任用職員についての適用除外）

第37条 第16条から第19条までの規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

る勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第37条 第16条から第19条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 丹波市職員の定年等に関する条例（平成16年丹波市条例第29号。以下「定年条例」という。）第3条第2項の規定により勤務している職員

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）

を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

14 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第16項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第14項及び第15項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第14項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第32条第5項(第35条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表第1（第7条関係） 行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料
		月額						
再任用職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
《省略》								
	124		303,900					
	125		304,200					
以外の職員								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

19 附則第12項から前項までに定めるものほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第7条関係） 行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料
		月額						
定年	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
前再任用	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
《省略》								
短時間勤務職員以外の職員	124		303,900					
勤務職員以外の職員	125		304,200					
定年			187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
前再任用								356,800
短時間勤務職員以外の職員								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年丹波市条例第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）																												
<p>○丹波市職員の特殊勤務手当支給条例 平成16年11月1日 条例第48号 最終改正 令和4年3月11日条例第9号 別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当の種別</th><th>支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">《省略》</td></tr> <tr> <td>行旅死亡人等取扱 作業手当</td><td>行旅病人 行旅死亡人</td></tr> <tr> <td>取扱い1件につき1,000円以内 取扱い1件につき2,000円以内</td><td></td></tr> <tr> <td>再任用短時間勤務職員の手当額の特例</td><td>地方公務員法（昭和25年法律第61号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月数でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</td></tr> <tr> <td>清掃現場業務手当</td><td>月額10,000円以内</td></tr> <tr> <td colspan="2">《省略》</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 教務手当は、丹波市立看護専門学校の専任教員が講師として研修、講義又は実習指導の業務に従事したときに支給する。</p>	手当の種別	支給額	《省略》		行旅死亡人等取扱 作業手当	行旅病人 行旅死亡人	取扱い1件につき1,000円以内 取扱い1件につき2,000円以内		再任用短時間勤務職員の手当額の特例	地方公務員法（昭和25年法律第61号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月数でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	清掃現場業務手当	月額10,000円以内	《省略》		<p>○丹波市職員の特殊勤務手当支給条例 平成16年11月1日 条例第48号 最終改正 令和4年3月11日条例第9号 別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当の種別</th><th>支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">《省略》</td></tr> <tr> <td>行旅死亡人等取扱 作業手当</td><td>行旅病人 行旅死亡人</td></tr> <tr> <td>取扱い1件につき1,000円以内 取扱い1件につき2,000円以内</td><td></td></tr> <tr> <td>定年前再任用短時間勤務職員の手当額の特例</td><td>地方公務員法（昭和25年法律第61号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月数でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</td></tr> <tr> <td>清掃現場業務手当</td><td>月額10,000円以内</td></tr> <tr> <td colspan="2">《省略》</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 教務手当は、丹波市立看護専門学校の専任教員が講師として研修、講義又は実習指導の業務に従事したときに支給する。</p>	手当の種別	支給額	《省略》		行旅死亡人等取扱 作業手当	行旅病人 行旅死亡人	取扱い1件につき1,000円以内 取扱い1件につき2,000円以内		定年前再任用短時間勤務職員の手当額の特例	地方公務員法（昭和25年法律第61号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月数でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	清掃現場業務手当	月額10,000円以内	《省略》	
手当の種別	支給額																												
《省略》																													
行旅死亡人等取扱 作業手当	行旅病人 行旅死亡人																												
取扱い1件につき1,000円以内 取扱い1件につき2,000円以内																													
再任用短時間勤務職員の手当額の特例	地方公務員法（昭和25年法律第61号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月数でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。																												
清掃現場業務手当	月額10,000円以内																												
《省略》																													
手当の種別	支給額																												
《省略》																													
行旅死亡人等取扱 作業手当	行旅病人 行旅死亡人																												
取扱い1件につき1,000円以内 取扱い1件につき2,000円以内																													
定年前再任用短時間勤務職員の手当額の特例	地方公務員法（昭和25年法律第61号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月数でその額が定められている手当の額は、その手当の月額に、丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。																												
清掃現場業務手当	月額10,000円以内																												
《省略》																													

丹波市職員等の旅費に関する条例（平成16年丹波市条例第49号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市職員等の旅費に関する条例 平成16年11月1日 条例第49号 最終改正 令和2年3月10日条例第8号 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員、法 <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第2条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。 (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。 (3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。 (4) 帰住 職員が死亡した場合において、その職員の遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。 (5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 2 この条例において「何何地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいう。	○丹波市職員等の旅費に関する条例 平成16年11月1日 条例第49号 最終改正 令和2年3月10日条例第8号 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員、法 <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第2条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。 (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。 (3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。 (4) 帰住 職員が死亡した場合において、その職員の遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。 (5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 2 この条例において「何何地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいう。

丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年丹波市条例第220号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成16年11月1日 条例第220号 最終改正 令和2年3月10日条例第22号 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当とする。</p> <p>（再任用職員_____についての適用除外）</p> <p>第22条 第4条及び第6条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>○丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成16年11月1日 条例第220号 最終改正 令和2年3月10日条例第22号 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当とする。</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第22条 第4条及び第6条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>

丹波市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年丹波市条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月30日 条例第13号 最終改正 令和2年3月10日条例第8号 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に 関し、任命権者が報告しなければならない事項は、 職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地 方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤 務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第 2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。） に係る次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の任免及び職員数に関する状況 (2) 職員の人事評価の状況 (3) 職員の給与の状況 (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (5) 職員の休業に関する状況 (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況 (7) 職員の服務の状況 (8) 職員の退職管理の状況 (9) 職員の研修の状況 (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況 (11) その他市長が必要と認める事項 	<p>○丹波市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月30日 条例第13号 最終改正 令和2年3月10日条例第8号 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に 関し、任命権者が報告しなければならない事項は、 職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地 方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤 務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第 2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。） に係る次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の任免及び職員数に関する状況 (2) 職員の人事評価の状況 (3) 職員の給与の状況 (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (5) 職員の休業に関する状況 (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況 (7) 職員の服務の状況 (8) 職員の退職管理の状況 (9) 職員の研修の状況 (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況 (11) その他市長が必要と認める事項

丹波市立看護専門学校兵庫県派遣教員の給与に関する条例（平成26年丹波市条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市立看護専門学校兵庫県派遣教員の給与に関する条例 平成26年12月24日 条例第53号 改正 平成27年3月16日条例第3号 (通勤手当)</p> <p>第4条 通勤手当の支給対象は、給与条例第20条第1項に規定する職員の例による。</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 納入額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 納入額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道6キロメートル未満 4,200円</p> <p>イ 使用距離が片道6キロメートル以上10キロ</p>	<p>○丹波市立看護専門学校兵庫県派遣教員の給与に関する条例 平成26年12月24日 条例第53号 改正 平成27年3月16日条例第3号 (通勤手当)</p> <p>第4条 通勤手当の支給対象は、給与条例第20条第1項に規定する職員の例による。</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 納入額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 納入額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道6キロメートル未満 4,200円</p> <p>イ 使用距離が片道6キロメートル以上10キロ</p>

メートル未満 5,700円
 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上14キロ
 メートル未満 7,100円
 エ 使用距離が片道14キロメートル以上18キロ
 メートル未満 10,000円
 オ 使用距離が片道18キロメートル以上22キロ
 メートル未満 12,900円
 カ 使用距離が片道22キロメートル以上26キロ
 メートル未満 15,800円
 キ 使用距離が片道26キロメートル以上30キロ
 メートル未満 17,300円
 ク 使用距離が片道30キロメートル以上34キロ
 メートル未満 18,700円
 ケ 使用距離が片道34キロメートル以上38キロ
 メートル未満 21,600円
 コ 使用距離が片道38キロメートル以上42キロ
 メートル未満 24,400円
 サ 使用距離が片道42キロメートル以上46キロ
 メートル未満 26,200円
 シ 使用距離が片道46キロメートル以上50キロ
 メートル未満 28,500円
 ス 使用距離が片道50キロメートル以上54キロ
 メートル未満 30,800円
 セ 使用距離が片道54キロメートル以上58キロ
 メートル未満 33,100円
 ソ 使用距離が片道58キロメートル以上62キロ
 メートル未満 35,400円
 タ 使用距離が片道62キロメートル以上66キロ
 メートル未満 37,700円
 チ 使用距離が片道66キロメートル以上70キロ
 メートル未満 40,000円
 ツ 使用距離が片道70キロメートル以上74キロ
 メートル未満 42,300円
 テ 使用距離が片道74キロメートル以上78キロ
 メートル未満 44,600円
 ト 使用距離が片道78キロメートル以上82キロ
 メートル未満 46,900円
 ナ 使用距離が片道82キロメートル以上86キロ
 メートル未満 48,000円
 ニ 使用距離が片道86キロメートル以上 49,10
 0円に86キロメートルを超える部分が4キロメ
 ートルに達するごとに1,100円を加算した額
 (その額が55,000円を超えるときは、55,000
 円)

(3) 紹与条例第20条第1項第3号に掲げる職員
 通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の
 使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で
 定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当
 たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計

メートル未満 5,700円
 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上14キロ
 メートル未満 7,100円
 エ 使用距離が片道14キロメートル以上18キロ
 メートル未満 10,000円
 オ 使用距離が片道18キロメートル以上22キロ
 メートル未満 12,900円
 カ 使用距離が片道22キロメートル以上26キロ
 メートル未満 15,800円
 キ 使用距離が片道26キロメートル以上30キロ
 メートル未満 17,300円
 ク 使用距離が片道30キロメートル以上34キロ
 メートル未満 18,700円
 ケ 使用距離が片道34キロメートル以上38キロ
 メートル未満 21,600円
 コ 使用距離が片道38キロメートル以上42キロ
 メートル未満 24,400円
 サ 使用距離が片道42キロメートル以上46キロ
 メートル未満 26,200円
 シ 使用距離が片道46キロメートル以上50キロ
 メートル未満 28,500円
 ス 使用距離が片道50キロメートル以上54キロ
 メートル未満 30,800円
 セ 使用距離が片道54キロメートル以上58キロ
 メートル未満 33,100円
 ソ 使用距離が片道58キロメートル以上62キロ
 メートル未満 35,400円
 タ 使用距離が片道62キロメートル以上66キロ
 メートル未満 37,700円
 チ 使用距離が片道66キロメートル以上70キロ
 メートル未満 40,000円
 ツ 使用距離が片道70キロメートル以上74キロ
 メートル未満 42,300円
 テ 使用距離が片道74キロメートル以上78キロ
 メートル未満 44,600円
 ト 使用距離が片道78キロメートル以上82キロ
 メートル未満 46,900円
 ナ 使用距離が片道82キロメートル以上86キロ
 メートル未満 48,000円
 ニ 使用距離が片道86キロメートル以上 49,10
 0円に86キロメートルを超える部分が4キロメ
 ートルに達するごとに1,100円を加算した額
 (その額が55,000円を超えるときは、55,000
 円)

(3) 紹与条例第20条第1項第3号に掲げる職員
 通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の
 使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で
 定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当
 たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計

- 額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 事務所等を異にする異動又は在勤する事務所等の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所等に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、前項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所等の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の市長が定める基準は、次に掲げるものとする。
- (1) 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると市長が認めるものであること。

- 額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 事務所等を異にする異動又は在勤する事務所等の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所等に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、前項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所等の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の市長が定める基準は、次に掲げるものとする。
- (1) 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると市長が認めるものであること。

(2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間が30分以上短縮されること又は距離の短縮及び職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると市長が認めるものであること。

(2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間が30分以上短縮されること又は距離の短縮及び職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると市長が認めるものであること。

丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年9月29日 条例第27号 最終改正 令和4年5月31日条例第17号 (短時間勤務職員の任期を定めた採用) 第4条 任命権者は、地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。 (1) 丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成16年丹波市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。) 第15条の規定による介護休暇の承認 (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 第19条第1項の規定による承認 (給与条例の適用除外等) 第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職	○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年9月29日 条例第27号 最終改正 令和4年5月31日条例第17号 (短時間勤務職員の任期を定めた採用) 第4条 任命権者は、地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。 (1) 丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成16年丹波市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。) 第15条の規定による介護休暇の承認 (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 第19条第1項の規定による承認 (給与条例の適用除外等) 第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職

にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とする。

3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員」及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とする。

3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員」及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

丹波市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（令和2年丹波市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例 令和2年1月24日 条例第1号 (適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定は、大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同項第4号に掲げる事由に該当して免職された場合</p> <p>(2) 地方公務員法<u>第28条の2第1項</u>の規定により退職した場合(同法<u>第28条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)</p> <p>(3) 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合</p> <p>(4) 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及び任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合</p> <p>(5) 前号に掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため離職した場合であって、規則で定める場合</p>	<p>○丹波市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例 令和2年1月24日 条例第1号 (適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定は、大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同項第4号に掲げる事由に該当して免職された場合</p> <p>(2) 地方公務員法<u>第28条の6第1項</u>の規定により退職した場合(同法<u>第28条の7第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)</p> <p>(3) 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合</p> <p>(4) 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及び任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合</p> <p>(5) 前号に掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため離職した場合であって、規則で定める場合</p>

議案第92号

丹波市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

職員の加齢による諸事情等への対応及び高齢期職員の多様な働き方を確保するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定に基づく高齢者部分休業制度の導入に関し必要な事項を定めることについて、提案するものである。

2 条例の概要

(1) 高齢者部分休業（第2条関係）

ア 高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて当該職員の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行う。

イ 職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(2) 高齢者部分休業取得中の給与（第3条関係）

高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間当たりの給与額を減額する。

(3) 休業時間の延長（第5条関係）

既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合は、公務に支障がないと認めるときに限り承認することができる。

3 施行日

令和5年4月1日

【地方公務員法 括粹】

(高齢者部分休業)

第26条の3 任命権者は、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 略

議案第93号

丹波市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市立スポーツピアいちじま野球場の大規模改修工事に伴い、野球場としての機能が向上することから、施設使用料を改定するとともに、丹波市立春日総合運動公園野球場附属設備使用料の改定等を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

(1) 丹波市立春日総合運動公園附属設備使用料の改定

丹波市立春日総合運動公園野球場の附属設備について、スポーツピアいちじま野球場との整合を図るため、料金体系を見直すとともに、スコアボードフルシステム等の使用料を改定する。

(2) 丹波市立スポーツピアいちじま施設使用料の改定

丹波市立スポーツピアいちじま野球場の大規模改修工事に伴い、グラウンド設備等の機能が向上することから、野球場の使用料を改定する。

野球場 1時間当たり 1,080円（現行：880円）

※市外居住者等は、1時間当たり 2,160円（現行：1,760円）

(3) 丹波市立スポーツピアいちじま附属設備使用料の新設

丹波市立スポーツピアいちじま野球場のスコアボード改築に伴い、スコアボードフルシステム並びに本部室及び控室（放送設備含む。）の使用料をそれぞれ附属設備使用料として規定する。

3 施行日

令和5年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市立スポーツ施設条例（平成16年丹波市条例第94号）新旧対照表

現行				改正後（案）																																																																																																											
○丹波市立スポーツ施設条例 平成16年11月1日 条例第94号 最終改正 令和2年12月25日条例第50号 別表第2（第6条関係） 《省略》 丹波市立春日総合運動公園 《省略》 附属設備使用料 (消費税含む。)				○丹波市立スポーツ施設条例 平成16年11月1日 条例第94号 最終改正 令和2年12月25日条例第50号 別表第2（第6条関係） 《省略》 丹波市立春日総合運動公園 《省略》 附属設備使用料 (消費税含む。)																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属設備</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スコアボードフルシステム（本部室及び放送室使用含む。）</td> <td>2室 時間</td> <td>1,100円</td> <td>パソコンで選手名や審判名の入力及び得点表示を含む。</td> </tr> <tr> <td>その他の室</td> <td>1室 時間</td> <td>150円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				附属設備	単位	金額	備考	スコアボードフルシステム（本部室及び放送室使用含む。）	2室 時間	1,100円	パソコンで選手名や審判名の入力及び得点表示を含む。	その他の室	1室 時間	150円		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">附属設備</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スコアボードフルシステム</td> <td>1時間</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>選手名及び審判名を表示しない場合</td> </tr> <tr> <td>本部室及び放送室</td> <td>1時間</td> <td>270円</td> <td>540円</td> <td>冷暖房の使用を含む。</td> </tr> <tr> <td>その他の室</td> <td>1時間</td> <td>150円</td> <td>300円</td> <td>冷暖房の使用を含む。</td> </tr> </tbody> </table>				附属設備	単位	金額		備考	市内	市外	スコアボードフルシステム	1時間	600円	600円									500円	500円	選手名及び審判名を表示しない場合	本部室及び放送室	1時間	270円	540円	冷暖房の使用を含む。	その他の室	1時間	150円	300円	冷暖房の使用を含む。																																																												
附属設備	単位	金額	備考																																																																																																												
スコアボードフルシステム（本部室及び放送室使用含む。）	2室 時間	1,100円	パソコンで選手名や審判名の入力及び得点表示を含む。																																																																																																												
その他の室	1室 時間	150円																																																																																																													
附属設備	単位	金額		備考																																																																																																											
		市内	市外																																																																																																												
スコアボードフルシステム	1時間	600円	600円																																																																																																												
		500円	500円	選手名及び審判名を表示しない場合																																																																																																											
本部室及び放送室	1時間	270円	540円	冷暖房の使用を含む。																																																																																																											
その他の室	1時間	150円	300円	冷暖房の使用を含む。																																																																																																											
《省略》 丹波市立スポーツピアいちじま 施設使用料 (消費税含む。)				《省略》 丹波市立スポーツピアいちじま 施設使用料 (消費税含む。)																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>時間</th> <th>冷暖房</th> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>1時間</td> <td>—</td> <td>880円</td> <td>1,760円</td> <td>営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。</td> </tr> <tr> <td>全天候型多目的コート</td> <td>1時間</td> <td>—</td> <td>440円</td> <td>880円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理棟集会室</td> <td>1時間</td> <td>使用</td> <td>210円</td> <td>360円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>未使用</td> <td>150円</td> <td>310円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理棟談話室（テラス含む。）</td> <td>1時間</td> <td>使用</td> <td>310円</td> <td>520円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>未使用</td> <td>210円</td> <td>410円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部棟本部室（控室、放送設備、電光スコア</td> <td>1時間</td> <td>使用</td> <td>270円</td> <td>490円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>未使用</td> <td>220円</td> <td>440円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				施設名	単位		金額		備考	時間	冷暖房	市内	市外	野球場	1時間	—	880円	1,760円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。	全天候型多目的コート	1時間	—	440円	880円		管理棟集会室	1時間	使用	210円	360円				未使用	150円	310円		管理棟談話室（テラス含む。）	1時間	使用	310円	520円				未使用	210円	410円		本部棟本部室（控室、放送設備、電光スコア	1時間	使用	270円	490円				未使用	220円	440円		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>時間</th> <th>冷暖房</th> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>1時間</td> <td>—</td> <td>1,080円</td> <td>2,160円</td> <td>営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。</td> </tr> <tr> <td>全天候型多目的コート</td> <td>1時間</td> <td>—</td> <td>440円</td> <td>880円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理棟集会室</td> <td>1時間</td> <td>使用</td> <td>210円</td> <td>360円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>未使用</td> <td>150円</td> <td>310円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理棟談話室（テラス含む。）</td> <td>1時間</td> <td>使用</td> <td>310円</td> <td>520円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>未使用</td> <td>210円</td> <td>410円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				施設名	単位		金額		備考	時間	冷暖房	市内	市外	野球場	1時間	—	1,080円	2,160円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。	全天候型多目的コート	1時間	—	440円	880円		管理棟集会室	1時間	使用	210円	360円				未使用	150円	310円		管理棟談話室（テラス含む。）	1時間	使用	310円	520円				未使用	210円	410円	
施設名	単位		金額		備考																																																																																																										
	時間	冷暖房	市内	市外																																																																																																											
野球場	1時間	—	880円	1,760円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。																																																																																																										
全天候型多目的コート	1時間	—	440円	880円																																																																																																											
管理棟集会室	1時間	使用	210円	360円																																																																																																											
		未使用	150円	310円																																																																																																											
管理棟談話室（テラス含む。）	1時間	使用	310円	520円																																																																																																											
		未使用	210円	410円																																																																																																											
本部棟本部室（控室、放送設備、電光スコア	1時間	使用	270円	490円																																																																																																											
		未使用	220円	440円																																																																																																											
施設名	単位		金額		備考																																																																																																										
	時間	冷暖房	市内	市外																																																																																																											
野球場	1時間	—	1,080円	2,160円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。																																																																																																										
全天候型多目的コート	1時間	—	440円	880円																																																																																																											
管理棟集会室	1時間	使用	210円	360円																																																																																																											
		未使用	150円	310円																																																																																																											
管理棟談話室（テラス含む。）	1時間	使用	310円	520円																																																																																																											
		未使用	210円	410円																																																																																																											

ボード含
む。)

《省略》

《省略》

附属設備使用料

(消費税含む。)

附属設備	単位	金額		備考
		市内	市外	
スコアボード	1時間	600円	600円	
フルシステム		500円	500円	選手名及び審 判名を表示し ない場合
本部室及び控 室 (放送設備含 む。)	1時間	270円	540円	冷暖房の使用 を含む。

備考

- 1 別表第2の各表において「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者を、「市外」とはそれ以外の者をいう。
- 2 市内及び市外の者が混同して使用する場合において、市外の者がおおむね半数を超えるときは、市外の使用料を適用する。
- 3 使用料に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

備考

- 1 別表第2の各表において「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者を、「市外」とはそれ以外の者をいう。
- 2 市内及び市外の者が混同して使用する場合において、市外の者がおおむね半数を超えるときは、市外の使用料を適用する。
- 3 使用料に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

議案第94号

丹波市立交流施設条例を廃止する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市立交流施設条例（平成23年丹波市条例第28号）に基づき設置する丹波市立野上野交流施設については、地域産材その他地域資源の活用と保全を図り、都市との交流や地域の活性化に資することを目的とし、木の香るまちづくり事業において整備した施設である。平成25年4月に施設を設置して以来、野上野自治会が指定管理者として施設の管理運営等を行い、地域間や都市との交流事業の活動拠点として積極的に利活用されてきた。

このたび、当該施設を廃止し野上野自治会へ無償譲渡するため、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、提案するものである。

2 施設名 丹波市立野上野交流施設

3 所在地 丹波市春日町野上野1512番地

4 用途 農林業施設

5 廃止年月日 令和5年4月1日

【丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例 抜粋】

（議会の特別議決を経なければならない特に重要な公の施設の廃止及び利用）

第3条 法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の三分の2以上の者の同意を得なければならない公の施設の廃止及び利用とは、別記に掲げる公の施設につきこれを廃止し、又は5年以上の期間で、かつ、設置の目的を阻害する独占的な利用をさせる場合とする。

別記（第2条、第3条関係）

（1）～（15） 略

（16） 農林業施設

（17）～（18） 略

議案第95号

市道路線の認定について（南246号線）

1 提案の趣旨

氷上町谷村地内の氷上南浄水場の建設に併せて整備した里道を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、提案するものである。

2 認定路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長	供用開始予定日
20040246	認定	南246号線	(起点) 丹波市氷上町谷村字 上布島598番2 (終点) 丹波市氷上町谷村字 大歳元649番3	412.4m	議決日の翌日

【道路法 抜粋】

（市町村道の意義及びその路線の認定）

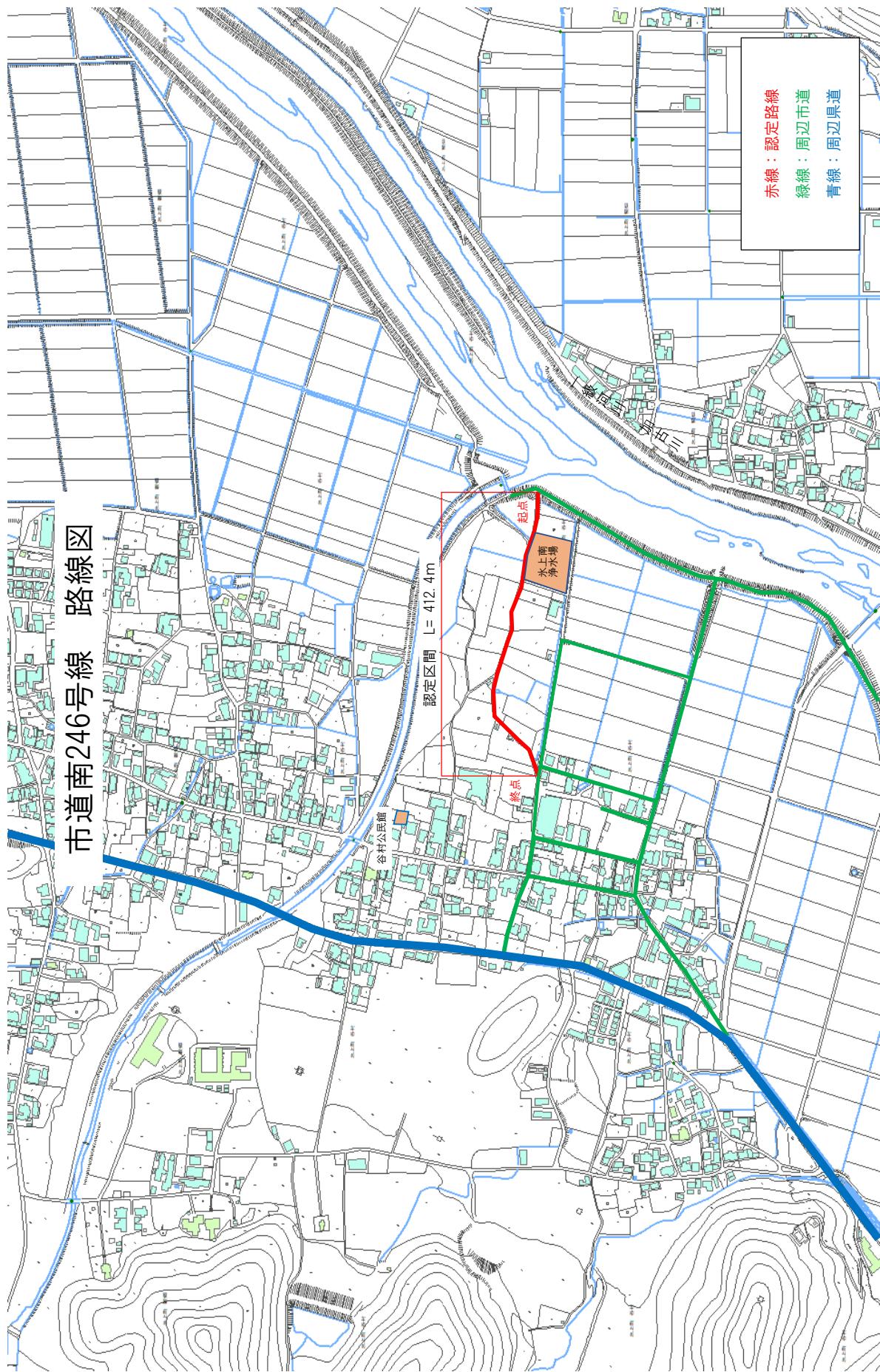
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。



議案第96号

字の区域の変更について

1 提案の趣旨

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査事業の実施に伴い、錯綜した字界を解消し、今後の土地管理及び利用を円滑に行うため、字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、提案するものである。

2 字の区域を変更する土地

- (1) 丹波市柏原町柏原の一部
- (2) 丹波市山南町金屋の一部
- (3) 丹波市山南町谷川の一部

3 関係図面

別紙のとおり

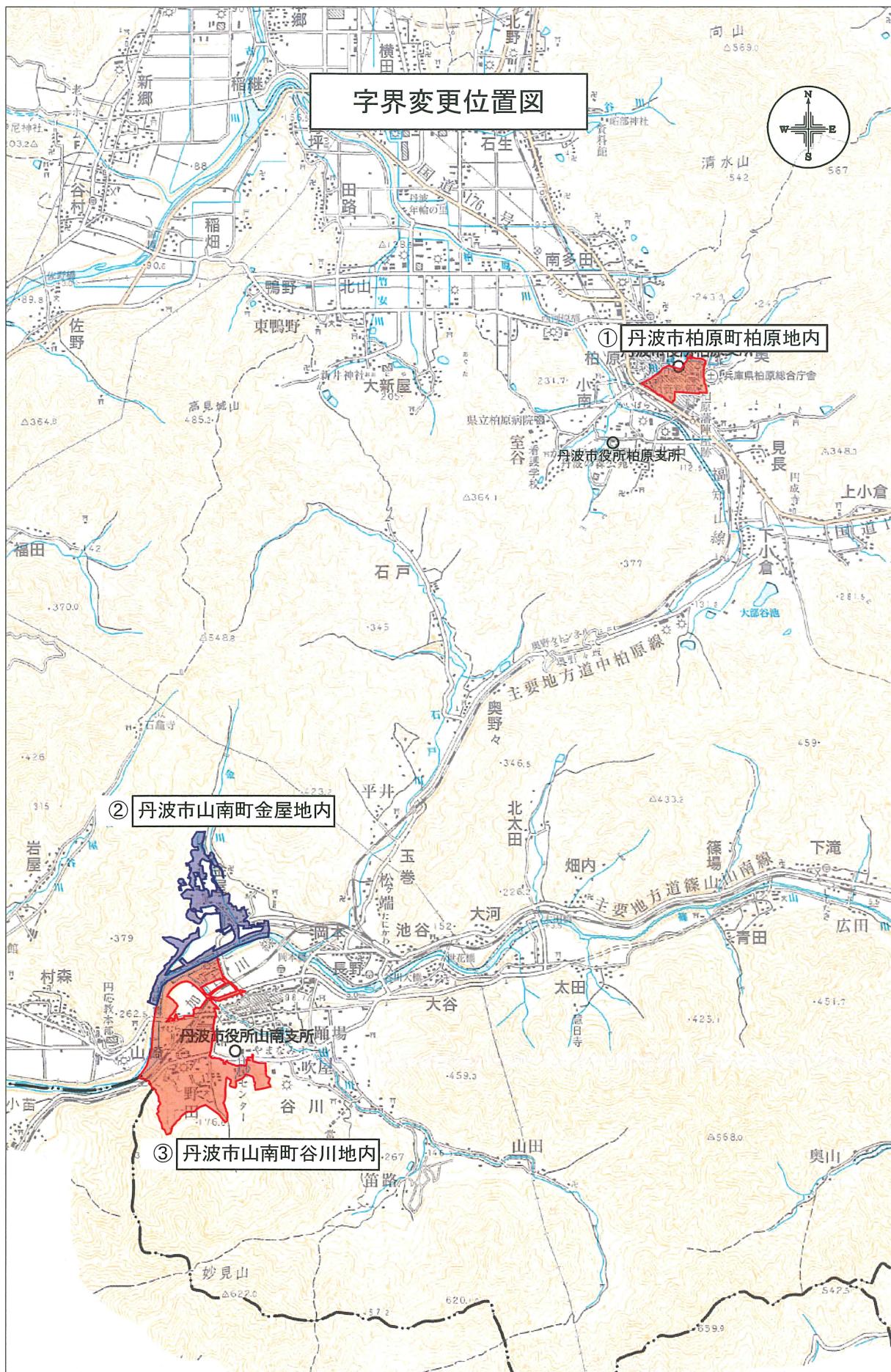
【地方自治法 抜粋】

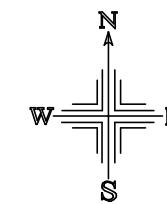
（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

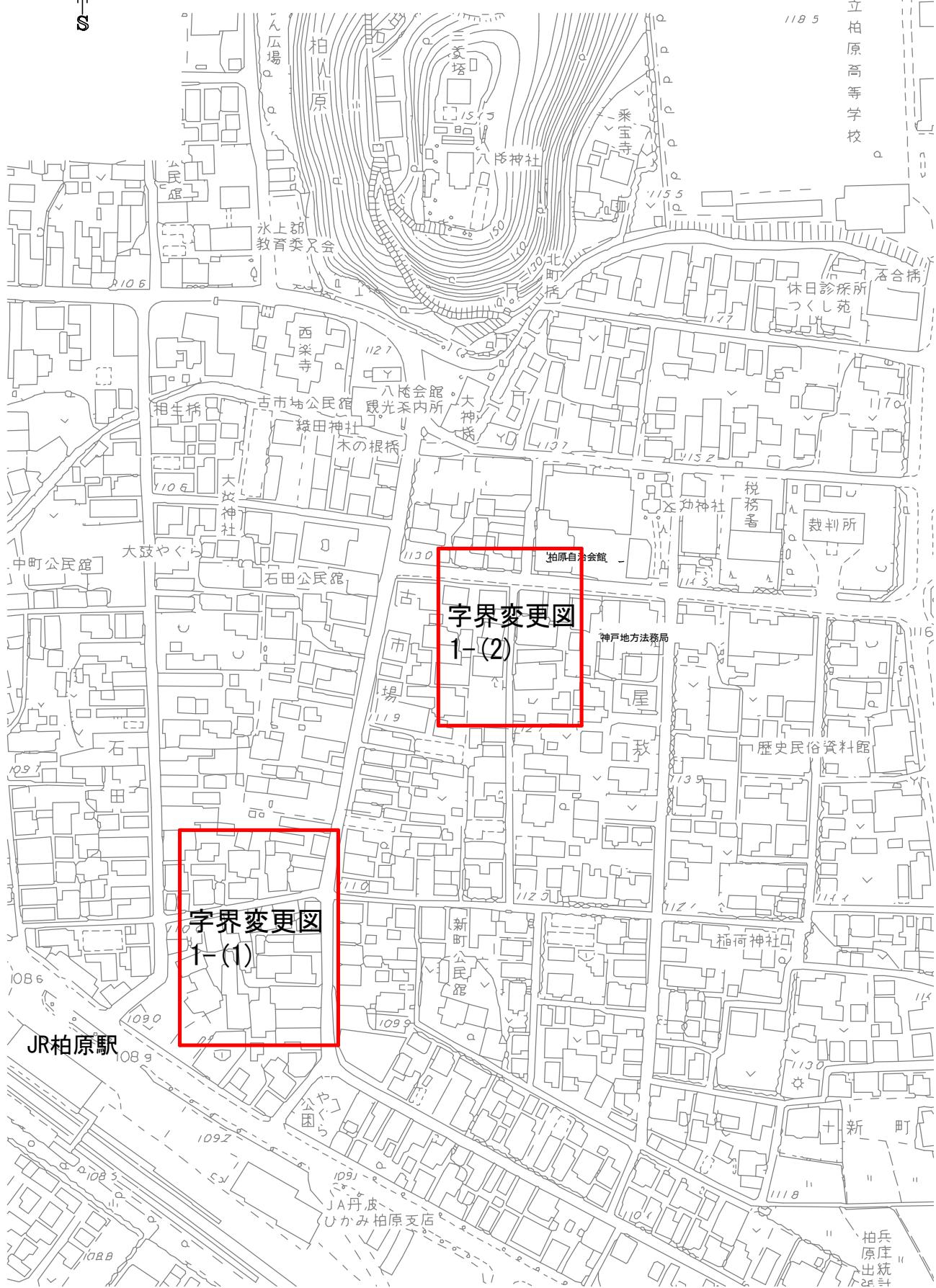


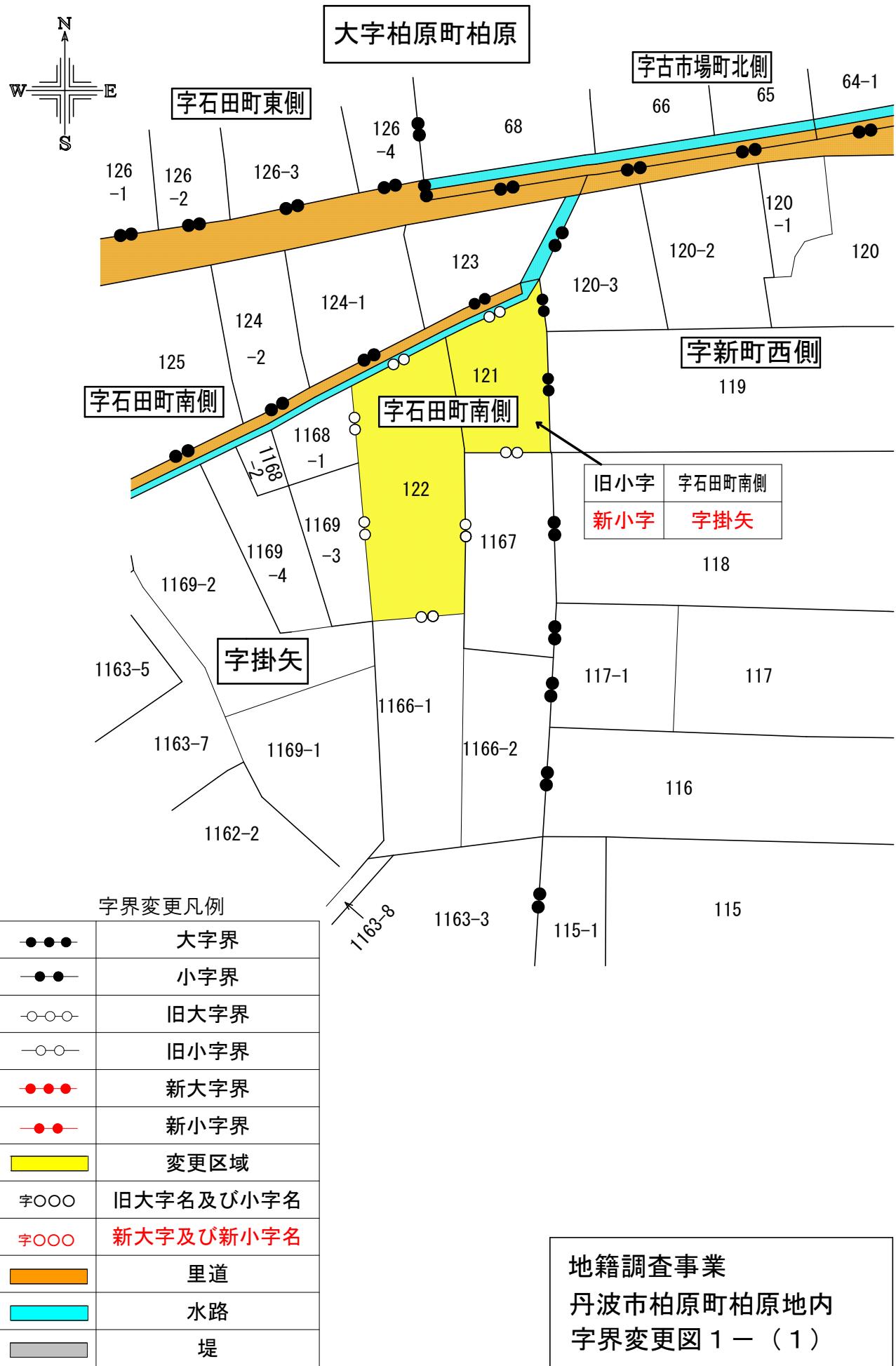


字界変更概略図①

丹波市柏原町柏原地内

県立柏原高等学校

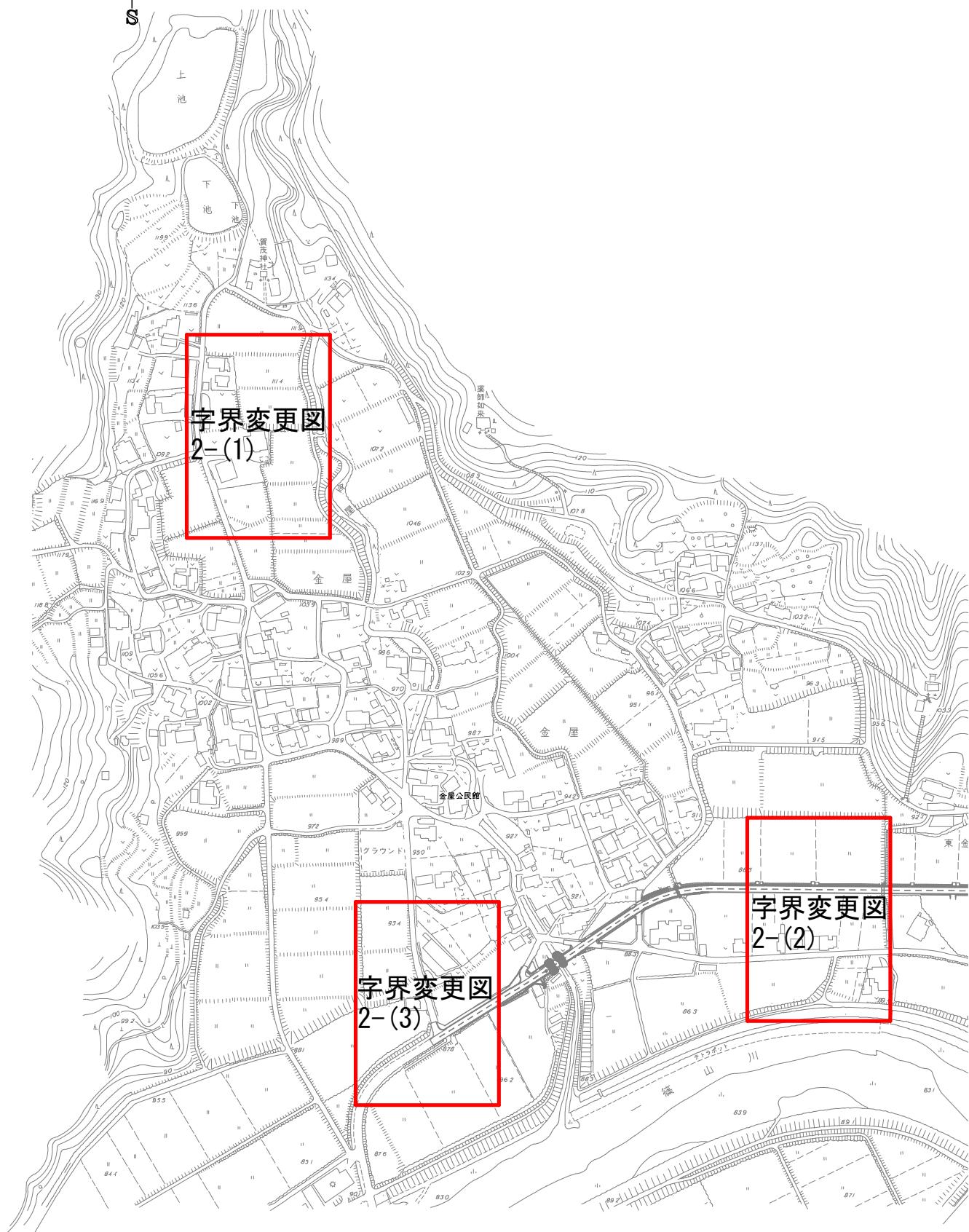
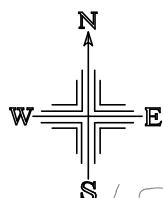






字界変更概略図②

丹波市山南町金屋地内



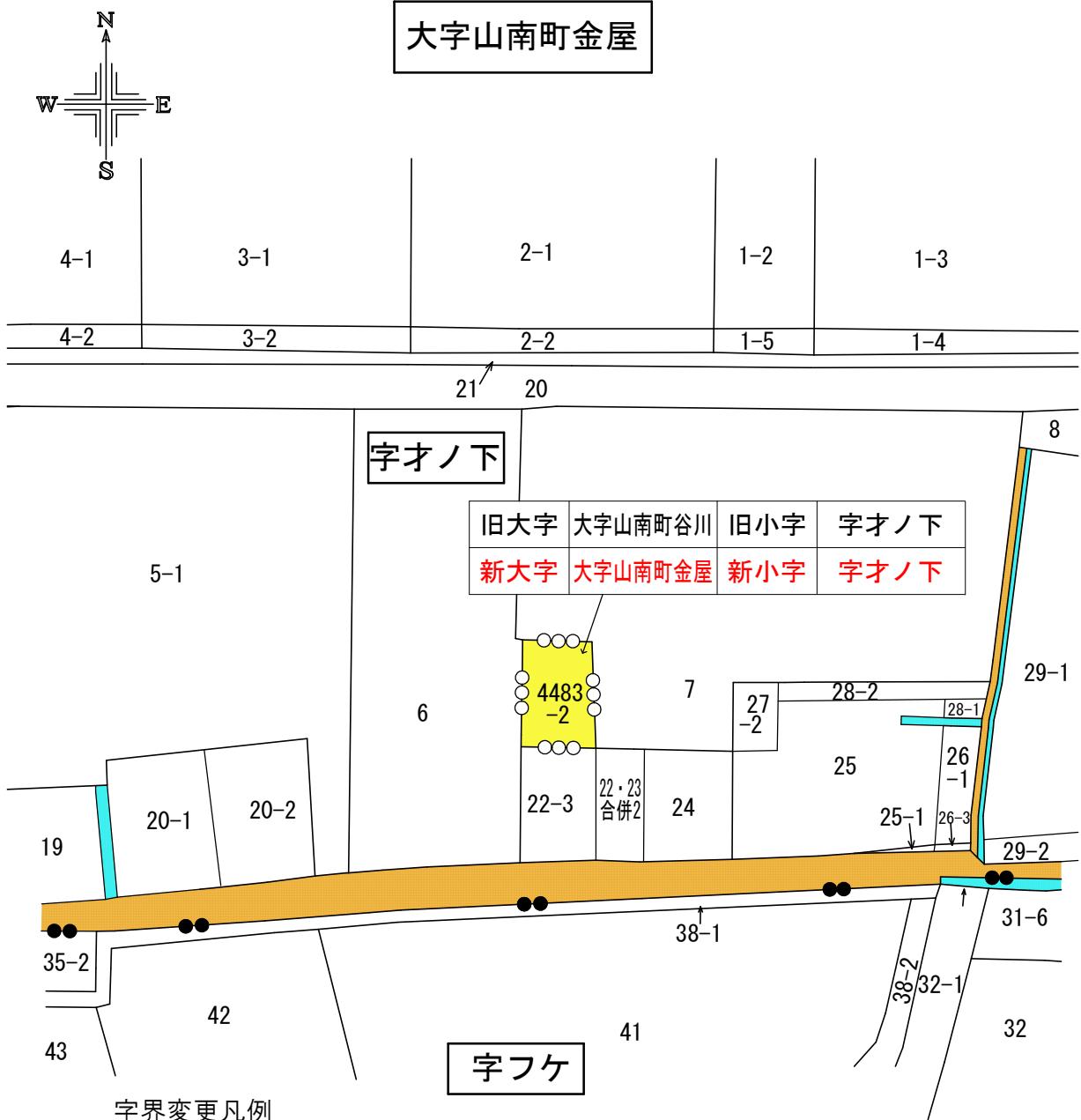
字界変更図
2-(1)

字界変更図
2-(2)

字界変更図
2-(3)

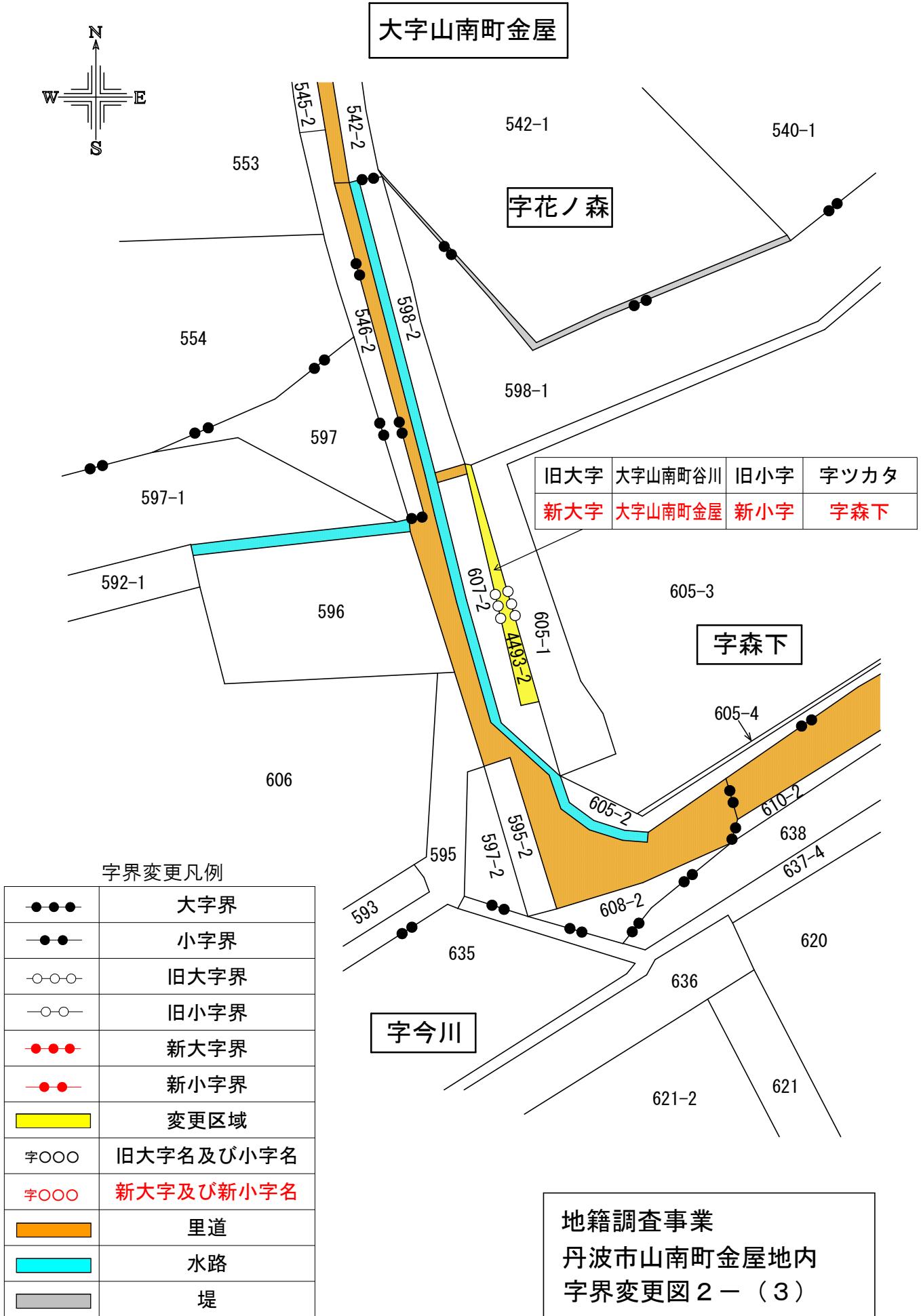


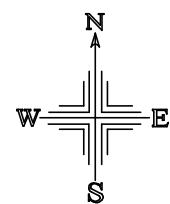
地籍調査事業
丹波市山南町金屋地内
字界変更図2－(1)



● ● ●	大字界
— ● —	小字界
— ○ ○ —	旧大字界
— ○ ○ —	旧小字界
● ● ●	新大字界
● ● ●	新小字界
	変更区域
字〇〇〇	旧大字名及び小字名
字〇〇〇	新大字及び新小字名
	里道
	水路
	堤

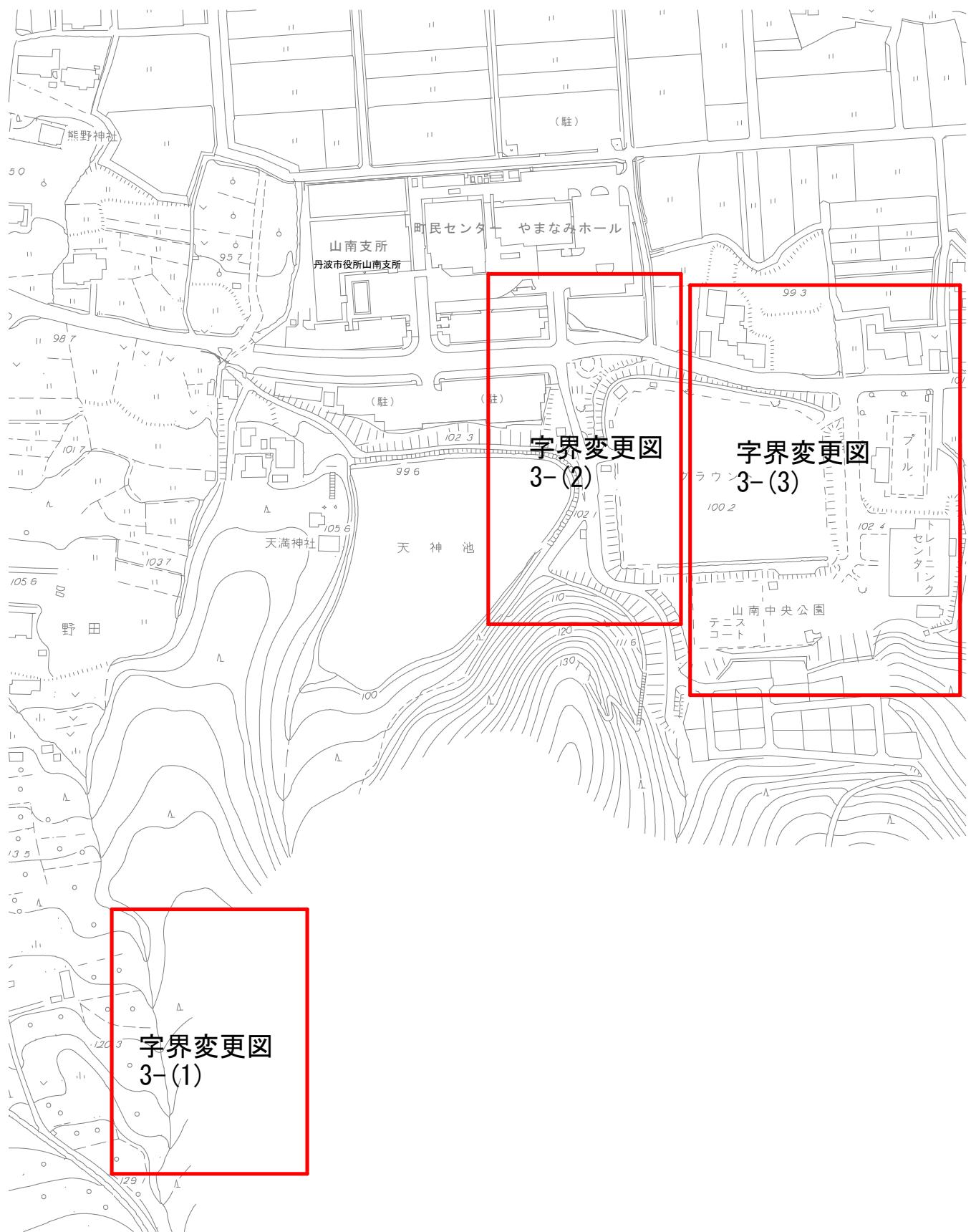
地籍調査事業
 丹波市山南町金屋地内
 字界変更図 2- (2)

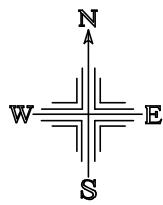




字界変更概略図③

丹波市山南町谷川地内





大字山南町谷川

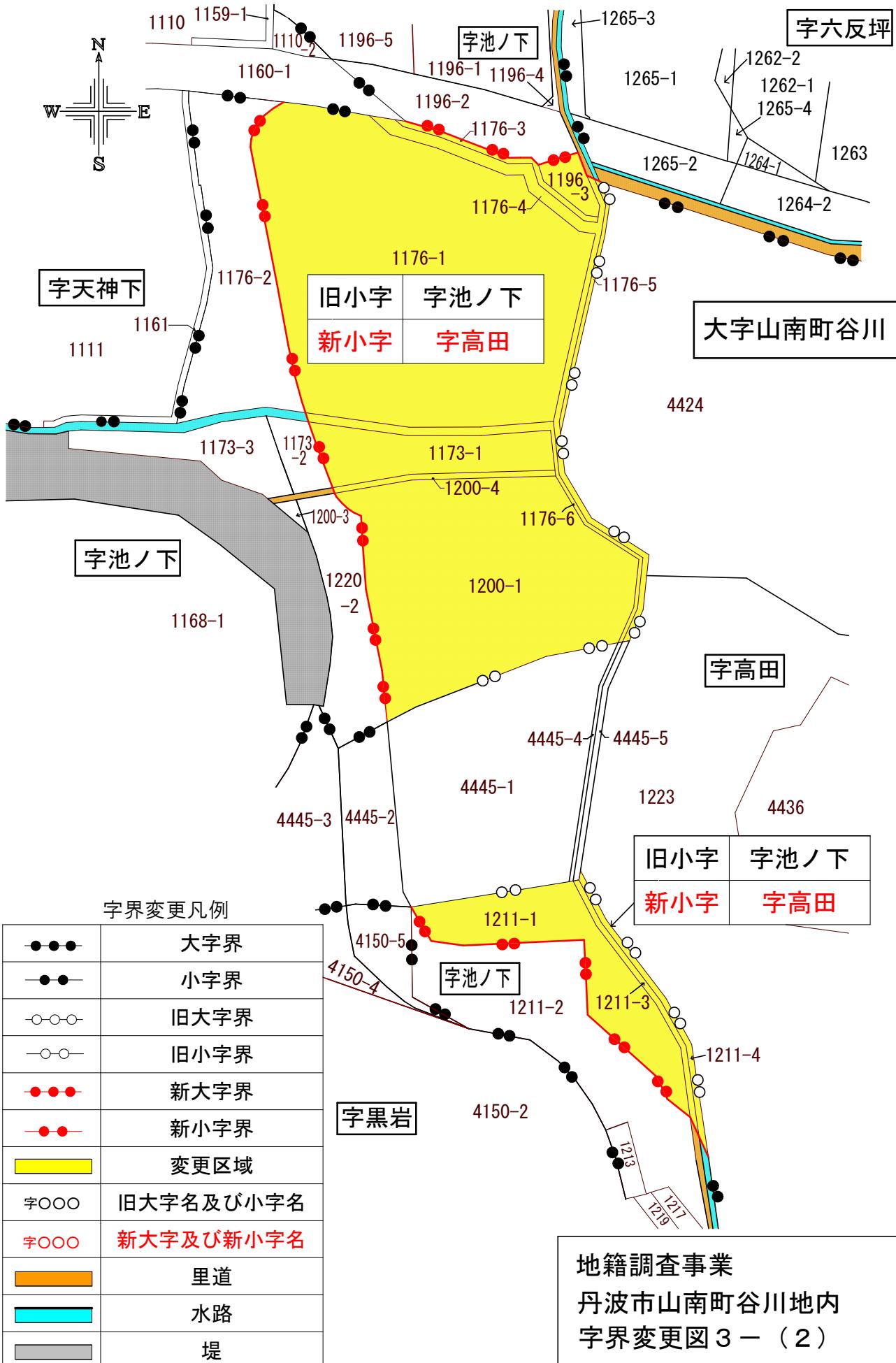
地籍調査事業
丹波市山南町谷川地内
字界変更図 3 - (1)

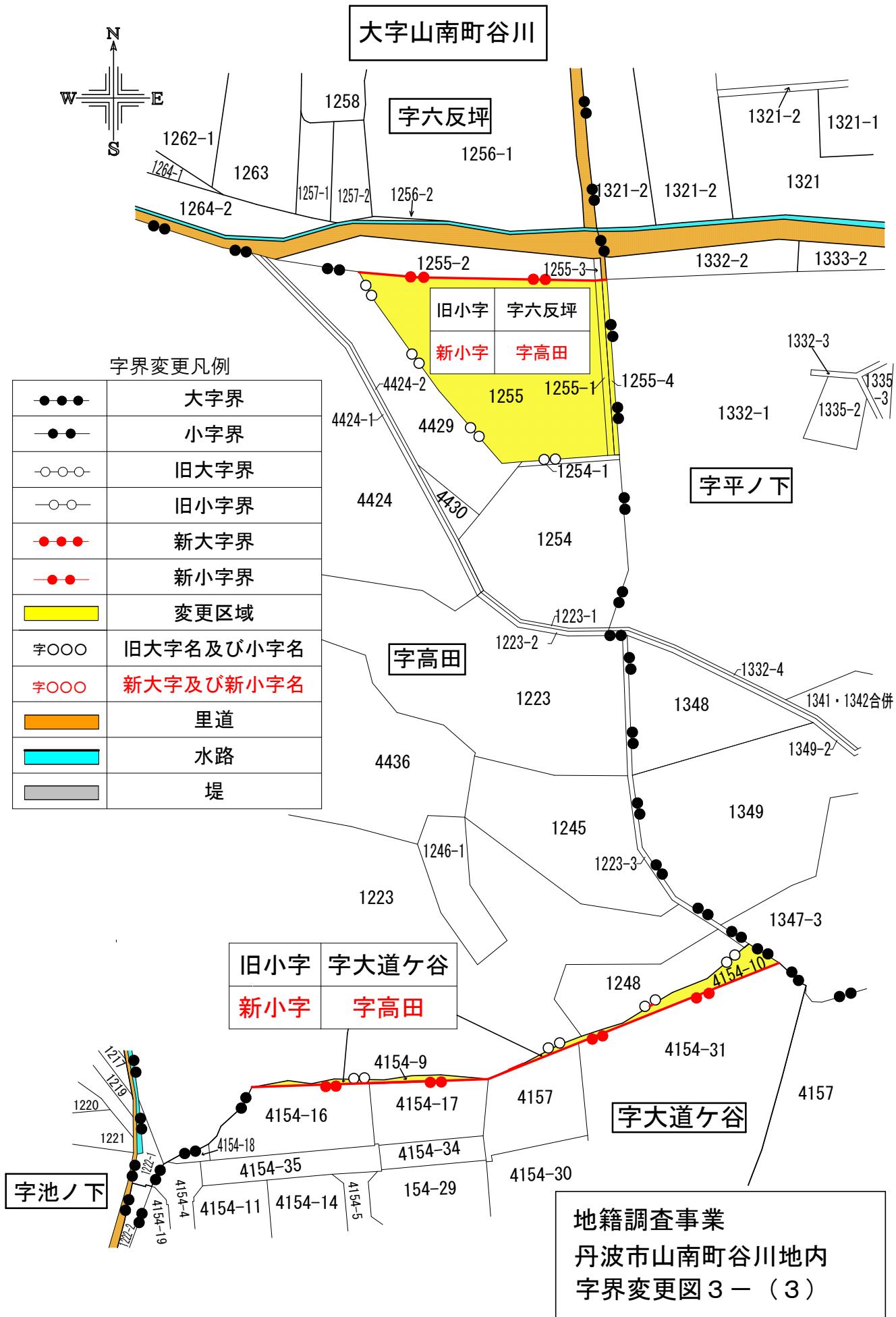
字界変更凡例

●●●	大字界
—●—	小字界
-○-○-	旧大字界
-○-○-	旧小字界
●●●	新大字界
●●	新小字界
■■■	変更区域
字〇〇〇	旧大字名及び小字名
字〇〇〇	新大字及び新小字名
■■■	里道
■■■	水路
■■■	堤



地籍調査事業
丹波市山南町谷川地内
字界変更図 3 - (1)





議案第97号

柏原・氷上学校給食センター第3期厨房機器購入契約の締結について

下記の物品購入契約を締結するため、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 物品名 | 柏原・氷上学校給食センター第3期厨房機器 |
| 2 物品概要 | 冷凍庫3台、冷蔵庫2台、冷凍冷蔵庫1台、パススルー冷蔵庫4台、連続フライヤー1台、油切コンベヤ1台、新油庫1台、廃油庫1台 |
| 3 納入期限 | 令和5年9月29日 |
| 4 契約金額 | 33,000,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,000,000円) |
| 5 契約の相手方 | 名称 株式会社 アイホー 神戸営業所
代表者 所長 佐宗 英樹
所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1丁目21番16号 |

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会社概要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 アイホー
代 表 者 名	代表取締役社長 寺部 良洋
本 社 住 所	愛知県豊川市白鳥町防入60番地
営 業 年 数	69年
許 可 区 分	一
資 本 金	835,512,000円
実績高（2年平均）	18,899,587,000円
従 業 員 数	466人
契約担当支店営業所等	神戸営業所

受注実績

(単位：千円)

発注者	元/下	物品名	受注金額	納 期
明石市	元	明石市中学校給食用食器カゴ	12,732	平成29年10月
豊岡市	元	日高学校給食センター食缶食器洗浄機更新	38,500	令和2年8月
丹波市	元	柏原・水上学校給食センター厨房機器購入	106,700	令和3年12月
明石市	元	明石市立沢池小学校厨房機器	38,380	令和4年6月
丹波市	元	柏原・水上学校給食センター第2期厨房機器購入	130,900	令和4年9月

入札参加業者及び開札結果(物品)

物品番号	丹教総物第29号		
件名	柏原・氷上学校給食センター第3期厨房機器購入		
納入場所	柏原・氷上学校給食センター		
開札年月日	令和4年11月16日	(仮)契約年月日	令和4年11月18日
予定価格 (事後公表)	31,836,000円 (税抜)	最低制限価格	-
物品概要	冷凍庫3台、冷蔵庫2台、冷凍冷蔵庫1台、パッスルー冷蔵庫4台、連続フライヤー1台、油切コンベヤ1台、新油庫1台、廃油庫1台		

業者名	第1回入札額	再入札額	備考
株式会社 アイホー 神戸営業所	30,000,000円		落札
株式会社 中西製作所 神戸営業所	32,990,000円		

落札者名	株式会社 アイホー 神戸営業所		
落札者所在地	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1丁目21番16号		
契約金額	33,000,000円 (うち消費税相当額 3,000,000円)		
		納入期限	令和5年9月29日

議案第98号

春日学校給食センター第1期厨房機器購入契約の締結について

下記の物品購入契約を締結するため、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 物品名 | 春日学校給食センター第1期厨房機器 |
| 2 物品概要 | パッケージタイプ厨芥脱水機1台、自動食器浸漬機1台、トレー整理ディスペンサー1台、ブリッジテーブル1台、シャワーシンク1台、一槽シンク1台、自動食器・トレー供給装置1台、システム食器・トレー洗浄機1台、自動食器・トレー整理装置1台 |
| 3 納入期限 | 令和5年9月29日 |
| 4 契約金額 | 53,900,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,900,000円) |
| 5 契約の相手方 | 名称 株式会社 アイホー 神戸営業所
代表者 所長 佐宗 英樹
所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1丁目21番16号 |

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付きなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会社概要

項目	内容
会社名	株式会社 アイホー
代表者名	代表取締役社長 寺部 良洋
本社住所	愛知県豊川市白鳥町防入60番地
営業年数	69年
許可区分	一
資本金	835,512,000円
実績高（2年平均）	18,899,587,000円
従業員数	466人
契約担当支店営業所等	神戸営業所

受注実績

(単位：千円)

発注者	元/下	物品名	受注金額	納期
明石市	元	明石市中学校給食用食器カゴ	12,732	平成29年10月
豊岡市	元	日高等学校給食センター食缶食器洗浄機更新	38,500	令和2年8月
丹波市	元	柏原・水上学校給食センター厨房機器購入	106,700	令和3年12月
明石市	元	明石市立沢池小学校厨房機器	38,380	令和4年6月
丹波市	元	柏原・水上学校給食センター第2期厨房機器購入	130,900	令和4年9月

入札参加業者及び開札結果(物品)

物品番号	丹教総物第30号		
件名	春日学校給食センター第1期厨房機器購入		
納入場所	春日学校給食センター		
開札年月日	令和4年11月16日	(仮)契約年月日	令和4年11月18日
予定価格 (事後公表)	50,942,000円 (税抜)	最低制限価格	-
物品概要	パッケージタイプ厨芥脱水機1台、自動食器浸漬機1台、トレー整理ディスペンサー1台、ブリッジテーブル1台、シャワーシング1台、一槽シンク1台、自動食器・トレー供給装置1台、システム食器・トレー洗浄機1台、自動食器・トレー整理装置1台		

業者名	第1回入札額	再入札額	備考
株式会社 アイホー 神戸営業所	49,000,000円		落札
株式会社 中西製作所 神戸営業所	52,250,000円		

落札者名	株式会社 アイホー 神戸営業所		
落札者所在地	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1丁目21番16号		
契約金額	53,900,000円 (うち消費税相当額 4,900,000円)		
		納入期限	令和5年9月29日